

平成21年第4回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成21年12月15日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 3時57分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	池田 亨 君	2番	出合 孝司 君
	3番	国忠 崇史 君	4番	井上 久嗣 君
	5番	丹 正臣 君	6番	粥川 章 君
	7番	小池 浩美 君	8番	柿崎 由美子 君
	9番	中村 稔 君	11番	遠山 昭二 君
	12番	岡崎 治夫 君	13番	谷口 隆徳 君
	15番	田宮 正秋 君	16番	斉藤 昇 君
	17番	山居 忠彰 君	18番	伊藤 隆雄 君
	19番	菅原 清一郎 君	21番	神田 壽昭 君
議長	22番	岡田 久俊 君		

欠席議員(1名)

14番 山田 道行 君

出席説明員

市長	牧野 勇司 君	副市長	相山 佳則 君
副市長	城守 正廣 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木 久典 君
市民部長	有馬 芳孝 君	保健福祉部長	織田 勝 君
経済部長	伊藤 暁 君	建設水道部長	土岐 浩二 君
朝日総合支所長	川越 一男 君		

市立病院院長 吉田博行君

教育委員会会長 尾崎学君

教育委員会 部長 辻正信君

農業委員会会長 松川英一君

監査委員 三原紘隆君

教育委員会会長 安川登志男君

農業委員会 局長 山本良文君

監査委員会 局長 谷口春三君

事務局出席者

議会事務局 局長 藤田功君

議会事務局 査査局長 東川晃宏君

議会事務局 査査局長 岡村慎哉君

議会事務局 局長 小ヶ島清一君

議会事務局 主任主事 御代田知香君

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は19名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。14番 山田道行議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は14名であります。

あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

8番 柿崎由美子議員。

8番(柿崎由美子君)(登壇) 平成21年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、平成21年度の決算見通しと、新年度予算編成における重点項目についてお伺いいたします。

平成20年度一般会計決算は、約3億7,000万円の実質黒字を計上して締めくくられました。また、特別会計も含め黒字決算になったことは、関係者の御努力の成果であると評価をさせていただきます。

しかし、さきの決算審査特別委員会における議論の中で、市立病院会計において、21年度に新たな不良債務が発生する可能性を示唆する発言がありました。これまでに明らかにされているように、本市の最大の行政課題は病院経営にあります。そのため、病院改革プランに基づき、一般会計からの多額の繰り入れなどによって、20年度末不良債務を解消したところです。その後、院長初め病院スタッフの方々も懸命に御努力をされ、その結果新たな医師が確保されたことや、内視鏡センターの充実など明るい展望もあり、市民の方も経営改善に大きな期待を描いていたものと思います。

しかし、21年度決算で新たな不良債務が発生するとなると、その解消はどうするのか、一般会計でまた負担するのか、診療体制の見直しをしなければならないのかなど、期待から一転して、今後の市政運営上大きな不安となるものと考えられます。まだ年度途中ですので、今後の患者動向の把握など難しい面もあるかと思いますが、現段階での21年度の病院会計の決算の見込み、仮に不良債務が発生した場合の考えなど明らかにしていただきたいと思います。また、

病院会計を支えるためには、足元の一般会計がしっかりしていなければなりません。あわせて21年度一般会計の決算見込みもお知らせください。

次に、22年度予算編成についてお伺いします。

まだ予算編成作業の途中だと思いますが、牧野市長にとっては、御自分の選挙公約に掲げた施策を実行するための初めての予算編成となるわけで、国の動向が見えない中、また、ただいま申し上げました病院経営の問題を抱える中、どんな思いで予算編成に当たるのか。また、重点項目として考えていることについてお聞かせください。

次に、食育推進計画についてです。

第3回定例会で市長の所信表明の中で、子供の健康教育の充実、健康づくりや体力向上を図るために、家庭や地域、学校との連携による食育の推進に取り組むことの必要性を強調され、具体的な当面施策としてふるさと給食を提唱されております。私はこの具現化が、平成21年度取り組まれた土別市食育アンケートであると思えます。土別市食育アンケート報告書を見ますと、土別市食育推進計画を策定するに当たり、市民の食育の現状や意識等を広く調査・集計し、計画づくりの基礎資料とするために、一般市民や幼児・児童・生徒、その保護者などを対象に食育アンケートを実施と調査概要に書かれてあり、20年12月から21年1月までの間に実施されたものでした。

この報告書で示すとおり、このアンケートがこれから策定される食育推進計画の主要な資料になるものであると考えます。アンケート報告書の内容に入る前に、市民啓蒙として早寝早起き朝ごはんのポスターや写真の掲示、まるかじりフェアなど、食に関する啓蒙行事が行われましたが、現在までに取り組まれた内容とその経過をお聞かせください。

アンケート報告書の中で朝食についての調査を見ますと、ほとんど食べていないと答えた人が小学校5年生で3%6人、中学2年生で1.3%2人、高校2年生で7.6%14人となっており、朝食をとらない理由として、やせたいや時間がないなどがありましたが、朝食が用意されていないと答えた人が小学校5年生で1.5%、中学2年生で2.5%、高校2年生で6.7%でした。だれと食事をするかとの問いに、1人で朝食をとると答えた人が小学校5年生で9%18人、中学2年生で27.6%43人、高校2年生では49.7%84人となっております。

また、学校給食の調査では、いつも残すと答えた人は小5で15.7%31人、中2で20.9%33人、残す理由として、量が多いと答えた人が小5で31.5%41人、中2で29.9%29人となっております。この表から読み取れることは、朝食を食べない人の約半数が朝食が用意されていない、それから子供たちが1人で朝食をとっているなど、子供たちは家庭の中でも孤立している光景が読み取れます。本来、家庭における食事は家族の絆を深める楽しいひとときであると考えますが、食生活を通じて家庭生活の豊かさが希薄になっているのではないかと危惧するところでもあります。

そこで伺いますが、このアンケートの全体を通じて見えてきた特徴的なものをお聞かせください。また、学校給食における食べ残しの状況と分析をお聞かせください。

食については、安全・安心が求められております。市長の所信表明の中に、ふるさと給食の推進が挙げられておりますが、地産地消を進める立場から、現在の状況をお知らせください。更に、学校における食育の取り組み状況をお伺いいたします。

所信表明「明日につなぐやさしい環境」の項で述べられております、市民・企業・行政が一体となり、もったいないの心がけによってエネルギー資源の無駄をなくすことに努めると方針を明らかにしておりますが、規格外農産物を貴重な資源としてとらえるとすれば、これらの有効活用が大きな課題になると思っておりますが、考え方をお聞かせください。

21世紀の食料事情は、ユニセフ報告書によると10億人の子供に支援が必要と述べられております。また、日本の食料自給率はエネルギーベースで40%を切る状況にあります。ある研究者は、食育はイベント性が高い流行であってはいけない。人と人とのつながりが希薄になりつつある時代だからこそ、家庭、学校、地域それぞれにおいてともに分かち合い、楽しみ合う食の機会を意識的につくっておく必要があると述べられております。この項を最後に食育推進計画策定の時期をお聞きし、食育アンケートによって策定される土別市食育推進計画が、市民の日常生活に密着する運動につながることを期待いたします。

次に、やさしいまちづくりについて、障害者支援施策としての雇用実態についてお伺いします。

本年第3回定例会におきまして、高齢者が使用する杖に住所、氏名、連絡先を記載することを提案しましたところ、早速実施していただきました。新聞にはこのことを、痴呆症などを患った高齢者らの本人を特定するために活用するものとなっていると評価する報道をされております。この名札シールを提案に至った経緯は、住民の何気なく発した言葉がヒントになりました。このことから、地域の中で住民同士の触れ合いの積み重ねが、やさしいまちをつくっていく一要因であることを実感いたしました。

さて、所信表明で市長は、障害者の皆さんに対する支援については、そのニーズを十分に踏まえながら自立と社会活動への参加促進を図っていくことが必要と言ひ、また、当面する施策として3番目に、障害のある方の働く場の確保や、市民の皆さんの理解を一層深めてもらうため、市のホームページの活用、小規模作業所などへの支援を強化し、利用者の作品のインターネット販売など支援を行います。8番目の、障害者の雇用を積極的に行うとともに、入札制度などによる企業優遇措置を行い、働く場を確保します、と具体的に障害者対策について触れられております。障害のある方の社会参加が大きく問われている今日の社会情勢を考えると、働く職場を持ち、障害のある方が社会的にも経済的にも自立できる条件整備が、求められる課題であると考えられます。

雇用状況が極めて厳しい環境下に置かれていることは、十分承知はしていますが、障害のある方や高齢者や子供たちにやさしい社会が、福祉社会と言えるのではないかと考えております。そこで国は、障害者の雇用促進等に関する法律を定め、この法律の第5条事業主の責務、第6条国及び地方公共団体の責務、第37条障害者又は知的障害者の雇用に関する事業主の責務、第

38条雇用に関する国及び地方公共団体の義務など明らかにしております。そこで、土別市における職員採用の現況と、土別市内におけるこの法律適用による事業所数、雇用の実態及び充足率をお伺いいたします。

次に、雇用問題についてです。昨年来、大きな政治的課題になっている金融不況は、日本経済に大きな打撃を与えました。このことは雇用形態、とりわけ非正規労働者の雇用期間内の雇用取り消し、正社員の非正規雇用化など、多くの不安をもたらす要因になっております。2010年度春闘における連合の要求は、雇用を守ることが最大の課題になり、政府も緊急雇用対策を発動せざるを得ない状況になりました。

11月4日の厚生労働省発表による来春高校卒業予定者の就職内定状況、全国内定率は、前年同期を13.4ポイント下回る37.6%、北海道も前年同期を7.1ポイント下回る14%と発表しています。また、ハローワーク名寄の8月現在発表による上川北部8市町村の雇用全体の動きを示す月間有効求人倍数は、前年同期比0.23ポイント減の0.46倍で、10カ月連続で前年を下回っています。調査期間に1カ月のずれがありますが、上川北部8市町村の雇用環境は、他地域に比べて極めて厳しい状況にあると言わなければなりません。

地元紙道北日報は、土別市雇用対策協議会9月現在における土別地方4高校の新規高卒者就職状況は、就職希望者65人に対して内定しているのは7人、内定率は10.8%、前年同期の内定率を4.1ポイント上回っている。ただ、1市2町における求人数は、前年同期に比べ8人少ない状況で、新規高卒者の就職状況は依然として厳しい状況になるようだとして報じておりましたが、更に11月末現在の新規高卒者の就職状況調査が発表され、若干の動きはありますが、女子については依然として厳しい状況にあるようです。

本市における労働状況は、土別市統計書第4号によりますと、全産業の事業所数は1,347で、従業員数9,793人、大別すると公務関係567人、公務外9,226人となっています。公務外事業のうち、事業所数、従業員数とも多い業種は、建設業122事業所1,310人、卸・小売業321事業所1,894人、飲食店・宿泊業219事業所の720人、サービス業276事業所の1,378人となっています。この件数は平成18年10月1日現在のものですから、昨年の経済不況による事業所閉鎖の要因等を考えますと、更に事業所数・従業員数は減少傾向にあるのではないかと考えられます。季節労働者の比率が高い本市での、雇用確保のための有効な施策や計画されていることがあればお伺いしたいと思えます。

地場産業企業誘致につきましては、昭和木材土別工場、中半産業、農協ストアー、デイジー食品などの閉鎖、個人経営の事業所の閉鎖など、雇用の環境が狭められている状況にあります。一方、デイジー食品の工場跡は北拓フーズが操業を開始し、南町にはしまむらの出店等が見られ、雇用が確保されていることは明るい話題と考えております。しかし、高校新卒者の就職状況を初めとする雇用の状況は、ますます厳しくなっていることは前段で申し上げましたが、職場の確保という側面から考えますと、企業誘致は重要なことであると思えます。企業誘致は極めて困難な課題であると思えますが、想定される具体的な施策があればお伺いをいたしまし

て、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 柿崎議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、新年度予算方針における重点項目等について答弁を申し上げ、病院事業会計の決算の見通しについては市立病院事務局長、平成21年度の決算の見通しについては総務部長から答弁申し上げます。また、地場産業、企業誘致、食育推進計画、やさしいまちづくり、雇用問題については城守副市長、担当部長及び教育委員会からそれぞれ答弁申し上げます。

まず、新年度予算編成の基本的な考え方ではありますが、22年度の予算編成は、私が市長に就任し初めての編成となるものであります。所信表明でも申し上げましたが、市民が主役のまちづくりを理念とし、土別総合計画を基本に新たなまちづくりに向け、私のマニフェストに掲げる事業を予算に反映をすべく考えておりますが、本市が置かれている環境は国の幾度かにわたる経済対策にもかかわらず、地方税収の大幅な落ち込みが予想されるなど、一層厳しい状況にあります。

また、地方交付税や国庫補助金などに多くを依存する財政構造であるため、国の財政事情や地方財政計画に大きな影響を受けるわけであり、その一方では、国の制度設計の変更による一括交付金の創設や地方の再生といった地域主権の確立に向けて期待される政策もあるものの、その内容がいまだ不透明であることから、予算編成上困難な一面も有している状況にあります。

こうしたことから、第一には財政健全化を引き続き着実に実施するとともに、本市行財政運営の最大の課題である、市立病院経営の健全化を図る市立病院改革プランの推進に努め、持続可能な財政構造を構築することが重要であると考えており、予算編成に当たっては、これまでも増してコスト意識を持った事務事業の見直し、施設の管理運営のあり方の検討など、限られた財源で最大の事業効果を上げることに努めるよう指示をしたところでもあります。

そこで、22年度予算で重点的に取り組みます主な政策についてであります。具体的な内容につきましては予算要求の段階でありまして、事業の集約は今後となりますが、土別の憲法となる（仮称）まちづくり基本条例の制定作業をするほか、市政をより身近なものとするため、地域担当職員制度、宅配行政サービス制度を実施するとともに、土別を子育て日本一のまちづくりを目指す政策として、仮称であります子育て応援室を設け、子育てを積極的に支援する体制を整備する中、小学生以下の医療費無料化、中学生についても入院医療費の助成策を講じてまいりたいと考えております。

また、現在の保育所、児童館の定員の状況を考慮したとき、保育環境の充実が急がれるものと判断し、保健福祉部と教育委員会の連携のもと、放課後子どもプランによる取り組みを実施するとともに、市立保育所の再編についての計画を早急に進めてまいりたいと考えております。

更に、地域経済の活性化及び雇用の創出の取り組みとして、個人住宅の建設に対する助成策を講じるほか、リフォーム助成の継続、店舗改修資金助成事業の拡大などを予定いたしております。

基幹産業である農業につきましては、農業・農村活性化計画、農業・農村担い手支援事業の推進、商工観光ではサフォークなど地域資源を生かした産業の振興、体験型観光の推進拡大を図るとともに、交流事業につきましてはスポーツ合宿の推進を初め、サンライズホールを拠点とした交流人口の拡大などのほか、三好町との姉妹都市提携10周年を記念した事業を展開してまいりたいと考えております。

また、ハード事業の重点的なものとしたしましては、北部団地F棟及び国営農地再編整備事業や上下水道施設改良に取り組むとともに、朝日地区においては地域交流施設の建設についても予算計上を予定いたしている次第であります。

次に、21年度決算にかかわってのお尋ねであります。

詳細はこの後、総務部長、病院事務局長から御答弁申し上げますが、一般会計では黒字決算の見込みにあるものの、病院事業会計にあっては院長初め医師、看護師の懸命な努力により、医師の確保、内視鏡センターにおける収益の増など一定の成果が得られた一方で、看護師不足がより深刻化し、休止病床の再開には至らない状況などから、現段階では21年度新たな不良債務が発生する見込みにあります。

これが本年度限りの状況であれば一般会計での対応も可能となりますが、将来的にも続くような見込みであれば、住民福祉サービスあるいは総合計画の実現にも大きな影響を与えるものであります。今後は看護師確保に努めるとともに、病院経営の将来試算、診療体制の検討、更に一般会計がどの程度まで負担が可能なのか、更なる検証を進めるほか、病院改革プランの見直しの必要性などについても北海道と協議し、議会にも御相談する中、今後の市立病院のあり方について検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君）（登壇） 私から、病院事業会計の21年度決算見通しについて御答弁申し上げます。

初めに、患者数の状況であります。改革プランに基づき、内視鏡センターを本年5月に拡充し、最新鋭機器を整備したことに伴い、センターにおける検査・治療件数も6割ほど増加しております。また、20年から脊椎専門外来、療養診療科外来、呼吸器専門外来を開設したのに加え、この6月から禁煙外来を開設するなど、新たな患者の確保にも努めているところであります。

しかしながら、本年から医師が3名増えたものの、看護師が今年度に入ってから12月段階で7名の減と、更なる看護師不足となっており、休床している病床の再開にはなかなか結びつかないことや、派遣元の大学の事情から、精神神経科外来及び泌尿器科外来において、1週当たりの診療日がそれぞれ1日少なくなっております。具体的には、11月の患者数の確定が12月下旬になりますので、10月までの患者数で申し上げますと、入院では約3万7,000人となり、20年度の同じ時期と比較しますとほぼ同程度にあり、外来にあっては約9万100人で、3,500人

ほど減少いたしております。これに今後の状況を踏まえての患者数は、入院は20年度並みとなりますが、外来は3%程度の減少が見込まれるところであります。

これらを踏まえての21年度の収益であります。入院・外来収益につきましては、入院では20年度を幾分上回る収益の確保が図れる見込みにあり、外来にあっては診療単価が前年度を上回っていることもあり、患者数は減少しても20年度並みの確保は可能と考えますが、全体として予定した収益の増加にはつながっていない状況にあります。

一方、費用であります。改革プランに基づく対策を講じる中で、給与につきましては医師の3名増や診療手当の創設など、増加要因がありますが、看護師の退職及びコメディカル部門などの退職不補充などにより、20年度を下回る見込みにあり、薬品費や材料費も患者動向からほぼ前年度並みの支出になるものと考えており、また、国の景気浮揚対策予算を活用して、院内の補修や環境改善対策などを行ったところであります。

更に、資本的収支の状況であります。MRIなどの医療機器の購入や、公立病院特例償還金など増加いたしておりますが、企業債及び一般会計からの繰り入れなどにより対応が図られたところであります。この結果、21年度にあっては公立病院特例償還金に対応する分6,700万円を含め、新たなルールに基づく2億5,400万円の繰入金で充てることにより、不良債務を発生させない考えでありました。

しかしながら、さきに申し上げたとおり収益の確保が予定どおりとならなかったこと、更には公立病院特例償還金1億円に対して、これに対する一般会計からの繰入金との差額分3,300万円についても新たな負担となるなど、現段階における推計では21年度末で1億5,000万円程度の新たな不良債務の発生が見込まれております。

このため、医局会議や管理会議などを通じて、残された期間内において、収益の確保や不要不急の支出の抑制を図るよう改めて指示をいたすなど、不良債務を可能な限り圧縮するよう院内を挙げて現在取り組んでいるところであります。

以上を申し上げて、答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、21年度の決算見込みについて及び企業誘致についてお答えいたします。

最初に、21年度の決算見込みについてであります。歳入につきましては、法人市民税で現在の経済状況により、自動車関連企業で大きな影響を受けたほか、全般にわたって落ち込んだことから、前年度の2分の1以下の1億2,000万円と、かつてない状況にあります。しかしながら、この状況については当初予算であらかじめ見込んでいたところであり、そのほか個人市民税、固定資産税についてはほぼ予算額は確保できる見込みにあります。

普通交付税については税収が落ちた分の補てんに加え、地方税収の偏在是正のための地方再生対策費1億7,400万円が20年度に引き続き措置されたこと、現下の経済情勢や雇用情勢に配慮し、地方公共団体が雇用創出につながる事業に取り組むための地域雇用創出推進費の創設に

より、1億2,700万円が措置されたことなどから、前年度と比較して1億9,700万円の増額となり、予算を2億6,500万円上回ったところであります。

また、特別交付税につきましては、地方財政計画では前年度より2.7%の増額となっておりますが、全国の災害の状況や合併関連経費によって大きく影響を受けるため、現時点での見込みは困難であります。明年3月に決定される総額においては、予算計上の6億5,000万円は確保できるものと考えております。

一方、歳出におきましては、当初予定のない国の経済危機対策、病院の医師死亡にかかわる賠償金への対応などで、新たな財源を要したところであります。人件費が中途退職などにより減少するほか、燃料単価が予算作成時からは若干下落傾向にあるため、施設の維持管理費などの減少とともに、各種事業の不用額においてもある程度見込まれるところであり、現段階では一定の黒字が確保できるものと推計いたしております。

次に、企業誘致についてであります。

本市におきましては、これまで基幹産業である農業を背景とした製造業の立地や、広大な土地と積雪寒冷な自然条件を生かした試験研究施設の誘致に結びつけてきたところであり、特に自動車関連の試験研究施設の誘致に関しては、道内でも先導的な取り組み事例として広く紹介されています。こうした企業誘致の結果、社員・従業員とその家族による定住人口の増加や、出張者による交流人口の増加のほか、地元での雇用機会の拡大も図られたところであり、ひいては市税収入の増や各施設の維持管理等にかかわる地元業者の受注など、経済的効果も少なくありません。

また、トヨタ自動車を初め国内を代表する企業の試験研究施設が集積していることは、ほかに誇れる大きな財産でもあります。しかしながら、リーマンショック以降の世界的な金融不安や、最近の著しいドル安円高傾向の中で、今日まで日本経済をリードしてきた自動車関連産業は、大きな逆風下に置かれており、また、国内においても実質的な景気回復が感じられない状況にあって、さまざまな分野でのコスト縮減が進められており、試験研究部門についても例外ではなくなると言われております。また、こうした背景のもとで新たな企業誘致活動はどの地方においても困難さを増しているところであります。地域の活性化を図る上で雇用の場を拡大していくことは、極めて重要なことであり、こうした観点からさまざまな情報を収集していかなければなりません。

幸い、本市には日本を代表する企業が立地しておりますので、まずは誘致企業との情報交換などを一層密にするとともに、市長のトップセールスを軸に試験研究部門の拡大などを要請するほか、昨今の環境対応ニーズの高まりなどに伴う新たな試験事業の可能性についても、商工会議所を初めとする地元経済団体との連携を一層深めながら、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

更に、議員のお話にもありましたように、本年はデージー食品の工場を継承する形で、地元の食品加工企業が新たな事業展開を行ったところであります。農業を基幹産業とする本市に

としては、地域資源を生かした産業の創出は極めて意義深いことでもありますので、日甜との連携も含め、こうした視点での企業立地も進めていく必要があると考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君）（登壇） 私からは、食育推進計画の御質問に対し、食育のアンケート等に関しお答えをいたします。

食育につきましては、健全な食生活を通じ、心身ともに健康な生活を営むことを目指し、人と人が触れ合い、楽しみ合いながらあらゆる世代、さまざまな人々がお互いに連携して取り組むことが極めて重要であります。そこで、食育について市民に対する普及啓発の取り組みについてであります。お話しのありました早寝早起き朝ごはん運動とは、文部科学省が提唱し、子供の生活リズム向上のために地域や市民団体、企業などが国民運動として取り組まれている事業であります。

本市では公民館の家庭教育推進事業として、早寝早起き朝ごはんフェスタや、プチコンサート、パネル展などの取り組みを行っているほか、早寝早起き朝ごはん体操を毎朝行っている幼稚園や、発表会や運動会にこの体操を披露している保育園などがあります。また、一部の保育園や小学校では、子供の生活リズムを整え習慣づけることを目的に、睡眠表に就寝時間と起床時間を記録する取り組みが行われており、保護者からは、子供が時間になるとみずから寝るようになった、朝早く起きるようになった、朝御飯を食べるようになったなど、子供が変わったとの声が寄せられており、子供の生活リズムの向上に一定の成果が上がったと評価しているところであります。

次に、しべつまるかじりフェアにおいて取り組まれた内容と成果についてお尋ねがございました。本市では、これまで地場農産物を活用した取り組みをすることで、地産地消と食育の推進を図ってきたものであり、この取り組みの中で議員お話しのしべつまるかじりフェアは、農業関係を初めとする各団体で組織された実行委員会が主催し、本市の農業を見て食べて体験をすることを通じて、本市の基幹産業である農業への理解や、各団体のこれまでのさまざまな取り組みについて広く市民の方々に理解をしていただこうと、平成15年度から実施してきたものであります。

このイベントは、体験交流工房運営協議会、食生活改善推進協議会、元気母さんの夕の市などの各団体による地場農産物を活用した親子料理体験、試食コーナーや加工品の販売、更にはめん羊工芸館くるるんによるストラップやコースターづくり、中土別長寿会のお手玉づくりなど、ものづくり体験のほか、小学生による農業体験発表やパネル展示など、数多くの参加をしていただいで実施してきているものでございます。

その中で、特に市内の小学校が実施した農業体験学習の発表では、農産物を育てる苦労や収穫の喜びなど、その体験を子供たちが多くの市民の前で直接発表し、また、親子が一緒になって健康や食育の話をしながら、料理の体験などを実施してきたことによって、子供たちの食育

に対する理解が一段と深まったものと考えております。

また、近年増加してきている生活習慣病予防に対する食生活改善のPR、更に地産地消という観点から地元農産物を使った料理の試食など、市民の方々との触れ合いの中で実施されたこのフェアは、この事業の目的とする食育の推進にもつながったものと考えております。その他の食育にかかわる事業といたしまして、学びと暮らしのフェスティバル、産業フェアなどのイベントや、各種料理講座、農業体験講座、セミナーを開催するなど、全庁でさまざまな取り組みが行われてきておりますが、これらの取り組みによって食に関する理解が深まる期待をしているところであります。

次に、農産物における規格外品の資源活用についてお尋ねがございました。この規格外品につきましては、平成21年度産でJA北びびきに出荷されたバレイショ、カボチャなどの主な作物の実績で申し上げますと、出荷数量1万8,703トンに対し2,430トンが規格外となり、割合は全体の約13%が規格外品となっているところであります。こうした規格外品の活用方法につきましては、バレイショについては地元の農産加工場へ販売され、イモもちやでんぷんなどの加工品原料として活用されておりますし、更にタマネギやカボチャ等につきましては、ホクレンを通じて加工業者へ販売され、外食産業で活用されており、農協といたしましては農家の所得の向上という観点から、受け入れをした農産物につきましては用途別の販路を確保する中で、規格外品も含め全量を販売していると同っております。

また、元気母さん夕の市や上土別を築こう会、更には体験交流工房運営協議会などのグループが、日ごろから安全で良品質な農産物を丹精込めて生産しており、特に生産者の顔の見える直接販売や、ジュース、菓子類などへの加工品として活用するなど、消費者との交流を深めながら有効活用を図ってきたところであります。

しかしながら、農産物の生産に当たっては、結果として必ず規格外品が発生するわけですが、手を加えれば立派な商品ができるとの考え方から、市内の農産加工会社が本市の農産物を活用し、野菜のカット製品を販売するなど、こうした資源を有効に活用している状況もあります。したがって、今後におきましても、こうした規格外品の有効活用の推進を図るとともに、本年オープンしました農畜産物加工体験交流工房の～むにおきましても、こうした規格外品を積極的に有効活用してまいりたいと考えております。

次に、食育アンケートの結果から見えてきた主な傾向であります。総じて食育についての市民の理解や関心度が高いという結果が示されましたが、その理由として、健康な心身を保つために必要、生活習慣病の増加、食品の安全・安心、食生活の乱れが心配、子供の健全な発育のために必要、などが挙げられております。また、朝食の欠食については、週に四、五日以上朝食を食べていない人は、幼稚園・保育園児で1.6%、小学5年生3%、中学2年生3.2%、高校生の11.9%、更に成人では20代男性の28.6%、同女性の19%などとなっていて、高校生、20代男女の若い世代で欠食が多いということや、大事な成長期である幼児や小中学生に欠食があることが明らかになりました。

また、地産地消に関してはその重要性を認識し、土別の農業を守るため、農業者を支援したいと考えていると答えた人が多いにもかかわらず、土別の農畜産物を手に入れることへの満足度は低いことや、日ごろ野菜料理を摂取する回数が少ない人が多いことも明らかになっております。こうしたアンケートの結果から、地域の食の実態や改善すべき事項も明らかになりましたので、これらをもとに土別の気候、風土や産業などの特性を生かし、食育を具体的に推進する計画を作成していくものであります。

次に、食育推進計画策定の時期についてであります。昨年6月以降、政策担当次長からなる幹事会とともに、庁内各部の主幹、主査職からなるワーキングチームで構成する庁内検討委員会を設ける中、教育部会、健康部会、農業部会の3つの部会で計画の素案づくりを進めてまいりました。このたび計画の基本的な考え方の概要がまとまりましたので、今月22日に開催する土別市食育セミナーにもお示しし、参加者に意見を伺うほか、ホームページや広報などにも概要を掲載して、市民の意見をお聞きする予定をしております。

また、消費者協会や食生活改善協会、体験交流工房運営協議会など、食育に関する活動をされている団体等には、計画をつくる前の段階でも御意見をいただいておりますが、更に計画案の概要をお示しして御意見をお聞きし、それらを計画に反映させたいと考えております。その後、庁内検討委員会の幹事会や担当各課での検討を行い、3月末までに策定作業を終える予定であります。この計画は、家庭、学校、地域、事業所、行政などが連携協力して食育を推進していくための指針と位置づけており、すべての市民に食育に関心を持っていただけるよう、より具体的な目標を掲げながら、身近な内容となるよう策定する考えであります。

また、計画の推進に当たりましては、多くの市民が食育の重要性を認識されていることを踏まえ、さらに実践へと結びつけていくことに主眼を置き、広く市民運動となるよう意を配してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 辻教育部長。

教育部長（辻 正信君）（登壇） 私からは、地産地消と給食事業についての御質問にお答えいたします。

まず、学校給食の食べ残し状況と分析についてであります。平成20年5月26日から6月20日までの20日間を調査いたしました。その結果、脱水後の状態で申し上げますと、総重量が1,402キログラムであり、1日平均で約70キログラムでありましたが、その日によって残量の差が大きいため、献立の内容が要因の一つと考えられますことから、児童・生徒に喜ばれる新たなメニューを取り入れるなど、献立を工夫しているところであります。

次に、地産地消の状況についてであります。まず、米につきましては平成10年度から土別産を全量使用しております。また、パンに使用します小麦につきましては北海道産を使用しておりますが、平成20年度に多寄産小麦を使用したものを3回提供したところ、好評でございましたので、本年度につきましては生産者と協議して、その回数を増やすよう取り組んでいると

ころであります。

野菜につきましては、平成20年度の実績でお答えいたしますと、バレイショ、ニンジン、タマネギ等を中心に土別産の使用は約50%となっております。しかし、野菜は生産・出荷時期が限られておりますことから、現在土別産バレイショを通年的に使用するために、バレイショの加工を行っております土別市農畜産物加工株式会社と協議をいたしまして、芽取りやカットをした一次加工品を冷凍保管していただき、それを使用するよう取り組みを進めております。

また、すぐる食品に土別産バレイショ、カボチャ、ニンジンを使用したオムレツを加工していただき、通年的に提供できるように取り組んでいるところでございます。次年度からはこうした取り組みを通じて、土別産の農産物を使用したものをふるさと給食として、各学期に1回程度提供していく計画であります。

次に、学校における食育の取り組み状況についてであります。社会科では農産物とその産地について、また、生産から流通、販売、購入のほか食料生産を支える人々や生産の苦勞についてを学び、保健では食事と体の関連性について関心を持つこと、更に家庭科では食品の種類や特徴、食品の選び方や調理方法、地域の食材について学ぶなど、さまざまな科目で食育にかかわる授業を行っている状況であります。

また、今後における取り組みについてであります。次年度からは学校における食育推進の要として、児童・生徒の栄養指導及び栄養管理を主な職務とする栄養教諭を4月から配置する計画で、現在進めております。栄養教諭については、学校において偏食傾向や食物アレルギー等のある児童・生徒に対する指導や助言、更には保護者に対する助言を含む家庭の支援や個別相談、また、教科・特別活動等の時間において学級担任や教科担任と連携して、専門性を発揮しつつ食に関する適切な指導がなされるよう取り組んでまいります。この栄養教諭は、道教委の発令事項であり、配置後の円滑な推進に向け、現在校長会と職務や勤務体制等の課題について協議を進めているところでございます。

以上申し上げます、御答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君）（登壇） 私から、障害者支援施策としての雇用実態と、雇用問題についてお答えいたします。

まず、障害者支援施策としての雇用実態についてであります。議員お話しのように、障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律によって、一定規模以上の事業主は、障害者を一定割合以上雇用すべき法律上の義務を負っております。その法定雇用率は、国、地方公共団体においては2.1%となっているところであります。

そこで、市職員の障害者の採用状況であります。平成21年6月現在、467人の在職者のうち、障害者の就業することの困難な職種を除く法定雇用率の算定基礎となる職員数は304人で、6人以上の障害者の雇用を義務づけられておりますが、障害を持った職員は7人で、この基準を満たしているところであります。

また、民間企業における障害者の雇用については、本法律によって労働者数が56人以上の事業所が対象となっており、その法定雇用率は1.8%となっております。この法律では、会社全体でこの基準を満たしていればよいことから、平成21年6月現在、本市に本社を有する企業で、ハローワーク土別への報告義務が課せられている対象事業所は3社となっております。このうち2社で7人の障害者が採用されており、法定雇用率で定められた基準を満たしておりますが、残り1社については障害者を雇用していない状況にあります。

このように、障害者の雇用については、事業主の方に一定の御理解と御協力をいただいておりますが、依然として雇用していない事業所もありますので、今後ハローワークと連携しながら、国などの障害者雇用に係る各種助成制度のリーフレットを作成し、市内事業所に配布するとともに、市としても市長のマニフェストである障害者の働く場所の確保を実現するため、市内事業所が障害者を雇用した場合の助成制度の創設について、本年度中に調査研究を行い、1人でも多くの障害者の方々が就労できますよう鋭意努めてまいりたいと存じます。

次に、雇用問題についてであります。

本市の雇用環境は、長引く景気の低迷に加え、世界的な金融危機の影響が地方にも及んでおり、ハローワーク土別が公表しております10月末現在の有効求人倍率は0.48で、約2人の求職者に対し1人の求人しかなく、依然として深刻な状況が続いております。このような中で、雇用の確保のための有効な施策や計画についてであります。まず、次の雇用までの短期の就業機会を提供する緊急雇用創出推進事業では、市の直営もしくは委託事業として、本年度は19人の雇用を創出しております。継続的な就業機会を提供するふるさと再生・特別対策推進事業では、現在1名の方が雇用されております。両事業とも次年度以降の取り組みを計画し、現在実施に向け北海道と協議をいたしているところであります。

また、本市の中小企業振興条例に基づく雇用奨励促進事業や新規開業等支援事業により、雇用人数の拡大や新規開業または新分野進出に対し助成することで、雇用の拡大を図っているところであります。更に季節労働者の雇用につきましても、土別市、和寒町、剣淵町の1市2町の行政・経済・労働団体等で組織しております土別地域通年雇用促進協議会において、昨年度では季節労働者37人を対象にしたセミナーの開催や、61人に対する資格取得への支援、更には冬期間の短期・臨時的な求人開拓などにより、通年雇用化と就労の場の確保を図っております。次年度についても、引き続き本協議会の中で十分協議・検討を行いながら、各種の事業を実施する予定であります。

また、北海道においても、新一村一雇用おこし支援事業によって労働者を雇用し、新事業を展開した場合、雇用に対し助成を行っており、本市においては本年度2事業が採択され、5人が雇用をされております。更に、本市において介護サービス事業所や有料老人ホームの開所が6件予定されており、これらに係る雇用も90人程度見込まれておりますので、今後、地元採用を積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

このように、本市においては雇用の確保と拡大を図っているところでありますが、近年の景

気の低迷などにより、労働市場も一段と厳しさを増しておりますので、今後とも土別市雇用対策協議会において雇用の現状や見通しなどを的確に把握する中で、各種制度の周知徹底を図りながら、関係機関、団体、行政が一体となって雇用対策を推進してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 15番 田宮正秋議員。

15番（田宮正秋君）（登壇） 平成21年第4回定例会に当たりまして、通告に従いまして一般質問を行います。

政府は、平成22年度より子ども手当を導入する準備を進めております。中学卒業までの子供に月額2万6,000円を支給する制度に、子育て家庭から期待する声も多いことも事実であります。しかし、民主党の衆院選マニフェストどおりに実施するためには、来年度が2兆3,000億、23年度以降は毎年5兆3,000億の財源を確保しなければなりません。

また、所得制限や地方負担をめぐる政府の方針も定まっております。万が一、財源に地方の負担が求められるような事態になれば、その影響ははかり知れず、重要な問題であり、財源の地方転嫁には、たとえそれがわずかであっても絶対に許さないように強く主張すべきであります。子ども手当創設に当たっては、慎重な国会での議論と国と地方との意見調整、そして何よりも国民の理解と協力が必要と考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

本市における20年度の児童手当の対象人数と支給総額、そのうち本市負担金を伺うとともに、児童手当で構築されている国・企業・都道府県・市区町村の公平な財源構成をお伺いいたします。来年度から子ども手当になったときの0～15歳の対象人数と支給総額を伺います。また、20年度決算では保育所負担金135万円が不納欠損額として計上され、収入未済額は361万となっておりますので、回収に努力すべきであります。お伺いいたします。

子ども手当の財源の一部として、所得税や住民税の扶養控除や配偶者控除の廃止、特定扶養控除の縮減などの、増税の論議も進められております。子供がいない家庭や子ども手当の対象外のある家庭にあってはまさに増税の議論であり、到底国民の納得を得られるものではありません。本市では、住民税非課税世帯の方々に対して減免などの福祉施策を実施しておりますが、その影響をお伺いいたします。

次に、ゼロ国債についてお伺いいたします。

本市の基幹産業は農業であります。公共事業も本市の経済を支えているのも事実であり、北海道の多くの自治体も同様であります。国の新年度予算が見えない現況であります。本市の新年度における公共事業の発注計画をお伺いいたします。また、平成6年3月からゼロ市債工事が導入されてきておりますが、牧野市長に制度への認識と、継続して実施すべきであります。御所見をお伺いいたします。

発注者としては工事の平準化も重要であります。業界としては春先の工事の受注も重要であります。より多くのゼロ市債工事の発注と、新年度における工事の早期発注を計画すべきであります。お伺いいたします。

市発注の単独工事の検定書類の簡素化についてであります。簡素化すべきであります。お伺いいたします。

95兆円規模に膨らんだ来年度予算概算要求の無駄を洗い出す事業仕分けが、公開で実施されたことは評価されましたが、初めに結論ありきとばかりに廃止や削減を次々と決めていく乱暴な手法に、多くの国民は不安を覚えたに違いありません。その典型が、地方開発予算の仕分けで、地方交付税や農道整備、下水道関連などの事業がいとも簡単に見直し・廃止の判定、多くの自治体から怒りの声が噴出しておりますが、本市における公共事業の発注の影響についてお伺いいたします。

行財政改革についてをお伺いいたします。

財政健全化計画では職員の給料・手当にあっては、国と均衡維持となっております。今までも、例えば寒冷地手当なども議会の中で議論し、国と同様にまいりました。そこで、他の手当についてをお伺いいたします。市職員の扶養手当の実施状況と支給総額を伺うとともに、国の制度との違いについてお伺いいたします。また、住居手当の実施状況と支給総額を伺うとともに、国と同じ制度にすべきであります。御所見をお伺いいたします。

最後に、農商工等連携促進法についてお伺いいたします。

平成20年4月に施行された法律であります。農林漁業者と中小企業者が共同で行う新たな商品やサービスの開発などにかかわる計画について、国が認定を行い、この計画に基づく事業に対し補助金、政府系金融機関による低利融資、信用保証の特例などの支援を行うことにより、農林漁業と商工業者などの産業間連携を強化して、地域経済を活性化する制度であります。有利な制度内容を伺うとともに、利用すべきであります。市長の御所見をお伺いいたします。

以上で一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 田宮議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、子ども手当及び扶養控除の廃止について答弁申し上げ、ゼロ市債工事及び行財政改革については総務部長から、農商工等連携促進法については経済部長から、単独工事の検定書類の簡素化については建設水道部長から、それぞれ答弁申し上げます。

初めに、子ども手当のお尋ねがございました。

子ども手当につきましては、次代の社会を担う子供一人一人の育ちを推進する観点のもと、国において、平成22年度からすべての子育て家庭を支援するため、初年目の平成22年度は中学生以下の子供1人当たり月額1万3,000円、23年度以降は2万6,000円を支給する少子化対策の主要施策として、現在その取り組みについて検討がなされているところであります。

そこで、まず初めに子ども手当の財源について、国から地方に対し負担が求められた場合の対応についてであります。子ども手当につきましては、全国の子育て家庭を対象に支給されますことから、極めて多額な財源を要するところであり、財源不足が見込まれる場合、この確保に向け、地方に一部負担を求めることについて検討されているとの報道がなされているところ

であります。

市といたしましては、保護者がゆとりと責任を持って子育てが可能となる子ども手当の取り組みには大きな期待をいたしておりますが、今日的な厳しい地方の財政状況下にあつて、その財源を負担することは難しいものと考えており、このことは各市共通の問題でありますので、去る10月16日に行われた民主党北海道政策懇談会において、北海道市長会から子ども手当の全額国費負担を要請いたしており、11月20日には全国市長会において同様の決議を行い、更に11月27日と12月1日に、国及び民主党への要請活動も実施しております。このことから、今後の動向について十分注視いたしてまいりたいと考えております。

また、子ども手当の創設に伴い廃止となります、本市における20年度の児童手当につきましては、制度上それぞれの事業所から支給されることとなっております公務員を除き、市が対応いたしております自営業者とサラリーマン世帯について申し上げますと、対象児童数は小学生以下の1,801人となっており、支給総額は1億3,975万円で、このうち市の負担額は3,988万7,000円となっております。この児童手当の財源構成といたしましては、自営業者の対象児童全員とサラリーマン世帯の3歳以上の児童に対しては、国・道・市がそれぞれ3分の1ずつ負担し、サラリーマン世帯の3歳未満児は企業が拠出している厚生年金から10分の7と、国・道・市が10分の1ずつ負担しているところとなっております。

また、子ども手当が実施された場合の本市における支給額等につきましては、対象となる中学生までのすべての児童数が約2,700名で、年間総支給額は約4億2,120万円と推計いたしております。この子ども手当の支給における保育料未納者への対応につきましては、現在も児童手当の支給時において個別に保護者と面談し、未納額の納入についてお願いいたしているところであり、今後子ども手当が支給された際にも、児童手当と同様に未納分について納めていただくよう働きかけを行い、収入未済額の減少が図られるよう努力いたしてまいりたいと考えております。

次に、子ども手当の財源にかかわっての所得税や住民税の扶養控除の廃止についてであります。

所得税における扶養控除の廃止は平成23年分所得から、住民税の場合は平成24年課税分から実施する方向で検討されておりますが、これが実施されますと、現在住民税非課税世帯の方に適用されております上下水道料金の軽減や、準要保護児童・生徒に対する就学援助が受けられなくなる方の増加、養護老人ホームに入所されている方の主たる扶養義務者に費用徴収が発生するなど、市民に与える影響は大きいものと考えております。したがって、今後扶養控除の廃止を含めた税制改正に対する国の動向を注視しながら、関係機関からの情報収集を行う一方、制度改正の詳細を把握の上、市民の方々に対します広報紙などでの周知に努めてまいりたいと存じます。

このようなことから、現段階における子ども手当につきましては、制度内容がまだ明確になっておらず、今後制度の詳細が明らかになってくるものと考えておりますが、さきに申し上げ

ましたとおり、子ども手当は社会全体で子育てする国挙げての重要施策でありますだけに、今後財源の確保も含め、国民の納得できる制度設計について地方との意見調整などを通じ、国会において慎重に審議が実施され则认为しますので、こうした動向についてしっかりと見定めながら、制度の情報収集等の対応について鋭意努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、ゼロ市債工事について及び行財政改革についてお答えいたします。

最初に、ゼロ市債工事についてであります。

ゼロ市債工事につきましては、早期発注による市内経済の活性化を図るため、本市では平成6年度から実施し、平成21年につきましては、かつてない日米経済の落ち込みが市内経済に及ぼす影響を考慮し、過去最高の9件、約6,000万円の事業発注を図るなど、できる限り取り組んできたところであります。これらの工事は、受注者側からすると、本格的な工事は雪解け後となるものの、早期に資材や労務者、更には運転資金が手配できるといった利点があり、経済効果も大きいものと考えておりますので、今後の予算編成作業において、22年度に予算計上予定の単独工事の中から、特に業者数の多い土木工事を中心に、できる限り工事量の確保に努めてまいりたいと存じます。

また、22年度の公共工事の発注計画につきましては、今後の予算編成における財源確保、更に総合計画における年度間の調整の後決定する予定であります。計画的に取り組んでいる公営住宅整備、市道改良、下水道整備については継続して実施していく考えでありますし、これらの工事についても企業の経営安定に資するとともに、働く方々の雇用機会の確保につながるものでありますことから、工事量の確保とともに早期発注に努めてまいる考えであります。

次に、国の事業仕分けによる本市公共工事に与える影響についてであります。

このたびの事業仕分けにおいて、特に本市予定事業に影響のある道路事業については、対前年2割以上の要求額削減、農道整備事業の廃止、河川改修事業はコスト縮減などの見直しが必要とされ、下水道・農業集落排水事業については地方自治体の判断に任せるとの仕分けがなされたことから、少なからず本市事業への影響はあるものと考えております。

ただ、道路、河川の箇所づけは今後になることや、下水道事業に関しては地方への財源移譲の時期、手法などが不透明でありますので、どの程度の影響があるのか把握できない状況にあります。これまでの行政の無駄を省くといった観点での事業仕分けは、高い評価を受けているところでありますが、一方で、地方にとっては社会資本の整備がまだまだ十分とは言えず、公共工事は経済に与える影響も大きいこと、更には廃止・縮減などとされた事業の中には、地域活性化や住民の暮らしの安全・安心を図る上で、必要不可欠な事業も含まれていることから、必要な事業量については確保されることを期待するものであり、今後各関係機関等に対し強く要望してまいりたいと存じます。

次に、行財政改革についてであります。

本市では、限られた財源のもとでますます高度化・多様化する住民ニーズに対処していくために、行財政改革計画と財政健全化計画を策定し、時代の変化に柔軟かつ的確に対応する行財政運営を進めているところであります。

そこで、こうした中での市職員に対する手当についてであります。まず職員の扶養手当であります。支給額及び支給対象者につきましては、月額で配偶者1万3,000円、その他の扶養については、配偶者がいない場合には1人目のみ1万1,000円で、それ以外の扶養親族は1人につき一律6,500円を支給しており、満15歳から満22歳までの特定期間については、子供1人に対し5,000円を加算した額を支給しております。また、この制度は国と同様の制度となっているところであり、本年11月現在の扶養手当支給対象職員数は約260人、支給総月額額は約500万円となっているところであります。

次に、住居手当についてであります。国家公務員においては本年の人事院勧告で、自宅に係る住居手当の月額2,500円の廃止勧告を受けて、この12月で廃止されたところであり、市も国と同様にすべきとのことであります。公宅が整備されている国家公務員と異なり、特に民間マンション等も少ない多くの自治体が、これまでこの制度を設けております。本市においても、従業員30人以上の企業の約6割が住宅手当を支給している実態や、近隣市町村のほとんどが改定しないことを踏まえ、本年度中は改定しないこととしたところであり、本年11月現在の持ち家に対する住居手当の支給対象職員数は約230人、月額7,000円の支給で、支給総月額額は約160万円となっているところであります。

議員お話しのとおり、これまでも給料や手当の改定に際しては、人事院勧告を尊重した中で対応してまいりました。ただ、平成22年度までの給料の独自削減に上乗せして住居手当を廃止いたしますと、職員の業務に対する士気にも影響を及ぼすこと、更には地域経済への影響も懸念されますことから、これらを踏まえる中で、住居手当の今後のあり方については、職員団体とも協議を行うことで確認をいたしているところであり、独自削減の取り組みも含めて十分に検討してまいりたいと考えております。

また、今後の行財政改革においては、これまで以上に市民サービスのあり方、事務事業の執行体制や職員配置のあり方など総合的に勘案し、中・長期的な視野から計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君）（登壇） 私から、農商工等連携促進法についてお答えをいたします。

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、いわゆる農商工等連携促進法は、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、それによって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としております。

具体的には、国の基本方針に基づき、中小企業者と農林漁業者が共同して農商工等連携事業に係る計画を策定し、国がその計画を認定した後に支援措置を講ずるものであります。支援の内容は、1つとして貸付金の保証限度額が2億円から4億円に拡大されること。2つとして、資金貸し付けが対象額の2分の1から3分の2に拡大されること。3つには、債務保証の対象業種の拡大及び償還期間、据置期間の延長がされること。4つには、設備投資に係る所得税及び法人税の特別償却30%が新設されたことなどのほか、支援事業として新商品の開発、それに係る試作、実験、市場調査などを行う場合、その経費に対する3分の2の助成が受けられるものであります。

次に、本制度の活用についてであります。農林業を基幹産業とする本市にとって、地元の農畜産物、林産物や中小企業者が持つ技術などの経営資源を活用し、新たな事業を展開することは、地域の経済が長く低迷する中で、農林業や中小企業の経営の改善と向上、ひいては本市の活性化につながるものと考えております。

北海道通商産業局も、農商工連携の取り組みを北海道内で加速させるため、北海道農商工連携加速化プログラムを本年9月に取りまとめ、新たな連携の創出に向け、セミナーや相談会の開催、道内の技術・ノウハウの把握、更には技術や製品の紹介などに努めております。本市においても、現在市内では本制度の活用を視野に入れ、家畜排泄物の悪臭軽減のシステムを試作しておりますが、こうした国の制度の周知に努めながら、産学官共同を進めるとともに、農・商・工・消による戦略会議を立ち上げる中で、それぞれの資源、技術を生かした事業が展開できるよう検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から、単独工事の検定書類の簡素化についての御質問にお答えいたします。

検定書類の提出につきましては、国や道の取り扱いに準じ、工程管理、品質管理、施工管理、出来形管理、安全管理等について、建築、土木、水道工事とそれぞれの共通仕様書や特記仕様書に基づいて、竣工時における提出書類を定めてきたところであります。

そこで、議員お話しの検定書類の簡素化についてであります。本市におきましては公共工事におけるコスト縮減の観点から、平成15年度より単独工事における竣工時の提出書類を省略することができないものか試行する中で、諸経費率の見直しも含めて調査研究をしてまいりました。その結果、近年の受注者における施工管理体制の充実も踏まえ、書類簡素化による工事の品質確保への影響も少なく、そのことに伴う経費縮減も可能であるとの判断から、平成16年度に土別市公共建設工事等設計積算要綱を制定し、書類の簡素化を図ってきたところであります。

今後におきましても、提出書類の電子化など新たな取り組みも視野に入れた中で、可能な分野や範囲についての簡素化について検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 7番 小池浩美議員。

7番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

初めに、新型インフルエンザにかかわってお聞きいたします。

12月6日の厚生労働省発表によりますと、国内で新型インフルエンザに感染して死亡した人は、疑いも含めて100人になったということです。初めて死者が出た8月中旬から、わずか4カ月足らずのことです。死亡した人は流行の拡大に伴って毎月増えていて、8月が8人、9月が12人、10月が23人、11月が41人とのことです。累計患者数は約1,264万人で、10人に1人が感染していることとなります。死亡した人の年齢は、12月1日時点で10歳未満が22%と最も多く、また、死亡した人のうち糖尿病や呼吸器疾患などの持病があった人が、全体の69%を占めています。10歳未満では、持病がなくても死亡するケースが多くなっています。

しかし、一方では流行は落ち着いたとする報道があるかと思えば、冬に入って流行が大きくなるとして、注意を喚起する情報もあります。小さい子供を抱えた親たちは、通常の季節性インフルエンザ予防接種も新型インフルエンザ予防接種も、どちらもしなければならないのか、副作用は起きないのかなど、少なからぬ迷いや不安の中にいます。

国や地方自治体においては、正確な実態の把握、科学的な情勢判断、素早い情報提供などが求められます。そこでお聞きしますが、土別市内におけるこれまでの新型インフルエンザの感染状況、例えば感染者数や年齢層なども含め、どの程度把握されているのでしょうか、お聞かせください。

妊娠している女性あるいは心臓や腎臓、呼吸器などに慢性的な疾患を持っている人は、重症化する可能性が高いと言われておりますが、このような妊婦及び基礎疾患を持つ患者数を把握されているのでしょうか、お知らせください。そして、もし重症な感染者が確認された場合、どのような体制で治療に当たるのでしょうか。仮にA型感染者が確認された場合、名寄や旭川の指定病院へ運ぶのでしょうか。それとも市立病院の集中治療室のようなところで治療に当たるのでしょうか。重症感染者の治療にかかわって、その流れをお知らせください。

また、市立病院及び市内診療所、個人病院においてA型感染者を確認した場合、その対応についての行動計画あるいは行動指針のようなものは策定されているのでしょうか、お聞きいたします。市民、患者に対して不安、不信、混乱を与えないような対応を求めるものです。

市内の学校も新型インフルエンザで学級閉鎖や臨時休校が続きましたが、短縮された授業時間は冬休み期間を短くすることで回復するとも聞いていますが、各学校はどのような対策をとるのでしょうか、お聞きいたします。

10月からは医療従事者を皮切りに、妊婦や基礎疾患を持つ人たちを優先して予防接種が開始されています。12月上旬からは基礎疾患を持たない1歳児から高校生までと、65歳以上の高齢者が優先的に接種開始されておりますが、ワクチンは十分に確保されているのでしょうか。また、予防接種についての情報や、ワクチン不足などで接種日程に変更があったりする場合の情

報などは、早く確実に市民に知らせるべきと考えますが、どのような有効な対策をとっているのでしょうか、あるいはとるのでしょうか、お聞かせください。

予防接種ワクチンの接種費用は、1回目が3,600円、2回目2,550円であり、優先接種対象の1歳から高校生までは2回接種しなくてはならないことになっています。国は接種費用の負担軽減措置の対象を優先接種対象者のうち、生活保護世帯と市民税非課税世帯に限定して、全額無料にしました。また、本市でも国の負担軽減措置対象以外の、基礎疾患を有する1歳から高校3年生までを対象に、予防接種費用の全額を無料としています。

そこで、国の助成対象者数と金額、それに係る市の負担額及び土別市単独の助成対象者数と金額を、再度確認しておきたいと思います。なぜなら、冒頭で述べましたように、厚生労働省の調べでは10歳未満の子供の死亡率は高く、持病を持たない子供も重症化し、死に至るケースが多いとしているからです。本市では基礎疾患を有する1歳から高校3年生までを全額無料としています。その対象外の子供たちは2回接種で6,150円の料金負担となります。経済的な理由でワクチン接種を受けることができないという事態が生じないよう、基礎疾患がなくてもこれら子供たちも負担軽減措置の対象とするべきだと考えます。全額とはいかなくても、何らかの負担軽減を実施することを求めるものですが、お考えをお聞かせください。

更に、国に対して負担軽減措置の対象を、すなわち全額無料とする対象を、少なくとも優先接種対象者全員に広げるよう働きかけるべきと考えますが、いかがでしょうか。第173臨時国会が閉会したところですが、この国会において新型インフルエンザ対策法が成立いたしました。予防接種による副作用への救済制度と聞きますが、その内容とこの法律の市民周知を求めるものです。

次に、年の瀬を迎えての中小企業、中小業者への支援についてお聞きいたします。

小泉内閣が進めてきた構造改革は、容赦ない弱者切り捨て政治であり、この政治がもたらした貧困と格差の広がり大きな社会問題とされてきました。その上、更に昨年秋のリーマンショック、アメリカの金融危機に端を発した経済危機の影響で、日本は急速な景気悪化に陥り、年の瀬には大量の失業と中小企業の倒産を引き起こしました。大企業による身勝手な派遣切りや、非正規切りの横行が大きな社会問題となり、国民の暮らしは一層深刻さを増しております。

そして今、2度目の年の瀬を迎えておりますが、大量の失業と中小企業の倒産は減少せず、更なる深刻化が進もうとしています。日本の企業の9割以上、雇用の7割を占める中小零細企業や中小業者は、日本経済の主役であり、その中小零細企業、中小業者をもうこれ以上経営危機や倒産に陥らせてはならないと考えます。しかしながら、2010年度予算をめぐる鳩山政権の事業仕分け、延べ9日間にわたっての仕分け作業は毎日のようにテレビ放映されましたが、その結果は、軍事費の削減率はたった0.5ないし0.7%であり、一方、経済産業省の中小企業予算の削減率は17.5%です。軍事費の25倍から35倍という大幅な削減率です。

例えば事業名では、ものづくり中小企業製品開発等支援補助金、あるいは戦略的中心市街地商業等活性化支援事業などが対象となり、廃止や縮減、または予算計上の見送りなどが懸念さ

れております。軍事費を聖域としてほとんど手をつけず、一方では中小企業予算をあっさり切り捨てる鳩山政権の政治姿勢には、国民の期待感もしぼんできています。日本経済の主役である中小零細企業や中小業者を救済し、支援する施策をもっともっと強化するべきと考えます。

さて、昨年11月、国は平成20年10月31日から22年3月31日の期間限定ではありますが、中小企業者の資金繰りを支援するという事で新たな緊急保証制度をつくり、中小企業者への融資支援策を実施しました。この制度の内容については、昨年の第4回定例会でお聞きしていますが、私が質問した11月末ではこの制度の利用実績は13事業所で、2億9,500万円の融資額でした。そこで、その後の利用状況についてお聞きいたします。平成19年及び20年10月30日までの利用状況と、新たな制度が始まった20年11月から3月までの利用状況、そして21年11月末までの利用状況をお聞かせください。新たな制度になって、たくさんの事業者が利用されていると思いますが、この制度の大きなメリットは何でしょうか、お聞かせください。

昨年の私の質問に対する御答弁では、この制度に関する相談窓口を経済部に設置して相談を受け、周知徹底するとのことでしたが、20年11月から21年11月末までの1年間にどれほどの相談が寄せられ、そして解決されたのでしょうか、お聞かせください。今年の年末も、昨年以上の徹底した周知活動、相談活動が求められるところですが、その具体的対策をお聞かせください。更に、本市独自の中小企業支援制度がありますが、その中の融資制度として特別融資資金と運転資金及び店舗改修等資金があります。それらの制度は積極的に利用されているのでしょうか。平成19年度から21年度の今日までの利用実績をお聞かせください。

更に、本市には働く人たちを支援する融資制度として、土別市季節労働者生活金融融資及び土別市勤労者福祉金融融資がありますが、それらの制度の目的と、19年度から21年度の今日までの利用実績をお聞かせください。

本年11月9日、土別商工会議所より牧野市長へ要望書が届けられていますが、その中で中小企業への金融対策強化を求めて何点が要望されております。商工業者のこれら要求に対して、どのような対応をされるのかお聞かせください。国・道そして本市独自の制度、中小企業、中小業者を守るさまざまな制度がありますが、年末を迎えこれら制度の利用実績や利用状況をしっかりと分析し、働く人たちが使いやすいように見直しをするなどの検討は必要です。これら制度の支援策の強化及び制度の周知徹底を強く求めるものですが、お考えをお聞かせください。

次に、市民文化センターの使用料にかかわって何点かお聞きします。

市民文化センターは、さまざまな集会や催し物の会場としてフルに利用されておりますが、それはとりもなおさず市民の学習の場、社会参画の場として利用されていると考えます。生涯学習が叫ばれてから久しいですが、生涯学習情報センターいぶきの設置とも相まって、一層市民の自主的な学習活動やまちづくりなどへのボランティア活動が活発になっているのではないかと思います。

そこで、昨年度平成20年度の市民文化センターの利用状況についてお聞きいたします。大いに使用された利用率の高い部分や、余り利用されなかった部分なども含めて、センター全体の

利用状況はどうだったのか、お聞かせください。

市民文化センターの使用料については、自主的な市民活動の活性化のために、また、センターの利用率アップのために、市民だれもが利用しやすい公正で合理的な使用料設定でなければならないと考えます。市民文化センターと生涯学習情報センターいぶきの使用料設定は、それぞれ異なっております。お聞きしますが、文化センターといぶきのそれぞれの使用料設定の根拠は何なのでしょう、お聞かせください。また、マイクやスピーカーなど特殊器具、設備などにも一つ一つ料金設定がなされていますが、例えばピアノ1台の使用料は2,000円、オーケストラ演奏などで使う指揮台1台100円などと設定されていますが、これらの料金設定の根拠もお示しください。

朝日サンライズホールは、それぞれの部屋に対して1時間当たり幾らという料金設定になっており、その中には備品の使用料や冷暖房費も含まれております。市民文化センターは、貸し館的性質と機能を持った公共施設であると言われておりますが、それならば、使用料の設定基準を合理的かつ公正に設定し、運用においては利用者が使いやすく、かつ納得のいくようにするべきだと考えます。料金設定について検討するべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

また、市民文化センター、生涯学習情報センターいぶき、そして朝日サンライズホールの3つの施設を共通の使用料設定に統一してはどうかと思いますが、いかがお考えでしょうか。市民には使用料の免除制度を一層利用しやすいようにすることと、営利営業目的での使用の場合、特に市外営業者に対しては相当の利用料を設定することによって、市民本位の施設として機能することを求めまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時47分休憩）

（午後1時30分再開）

議長（岡田久俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 小池議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、新型インフルエンザ予防接種料金への助成に関する基本的な考え方について答弁申し上げ、詳細については保健福祉部長及び市立病院事務局長から答弁申し上げます。また、中小企業の年末支援については経済部長から、市民文化センター使用料金については教育委員会から、それぞれ答弁申し上げます。

初めに、新型インフルエンザについてのお尋ねがございました。

まず、全国的に感染が拡大している新型インフルエンザの状況についてであります。厚生労働省の全国約4,800の医療機関を対象にした、11月30日から12月6日の週の定点調査の結果

によりますと、北海道については患者数が6週連続で減少いたしておりますものの、まだ感染者が多い状況にあり予断を許さないところとなっております。また、名寄保健所管内においても依然として感染者数の多い警報レベルに達していると発表されており、今後季節性インフルエンザの流行期を迎えることもあり、引き続き十分な警戒が必要な状況となっております。

そこで、新型インフルエンザ予防接種の負担軽減措置の拡大についてのお尋ねがありました。議員お話しのように、これまでの新型インフルエンザの感染状況を見ますと、子供の感染率が高く、また基礎疾患を有しない子供も重篤な症状となっている例が少ない状況にあります。このため子供の接種費用の助成拡大につきましては、重症化を予防するためにはワクチンの接種が重要となっており、特に子供は2回接種が必要なため、費用負担も大きくなるものであります。このことから、小池議員の御提言を受け、2回接種を促進していく上でも、新たに基礎疾患を有しない1歳から高校3年生に相当する年齢の子供にも助成を拡大いたしたいと存じます。

市の財政状況も勘案し、2回目の接種料2,550円のうち、1,000円を助成いたしてまいりたいと考えております。なお、これに要します経費につきましては、2,220人分の222万円と試算いたしておりますが、国の接種回数の見直しにより、子供以外の優先接種対象者の接種が2回から1回となり、第3回定例会の新型インフルエンザ助成の補正予算に剰余金が生じますので、この財源を一部充当し実施いたしてまいりたいと考えております。

また、優先接種対象者全員に負担軽減措置の対象を拡大するよう、国に働きかけるべきではないかとのことについてであります。感染により重症化しやすい優先接種対象者の方々がより接種しやすいようにするためには、負担の軽減を図ることが望ましいわけですが、負担軽減措置の対象者を拡大するとありますと、本市においても財政負担が増加し、このことは各市町村共通の課題でありますので、国に働きかけることについては各自治体とも十分協議してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私から、新型インフルエンザにかかわって士別市内の感染状況や、基礎疾患を有する患者数の把握などについてお答えいたします。

まず初めに、士別市内のこれまでの新型インフルエンザの感染状況をどう把握されているのか、このことについてであります。

新型インフルエンザの感染者と疑われる患者数について、市内の各医療機関を対象に9月から12月6日までの人数を調査いたしましたところ、その総数は994名で、そのうち1歳から15歳までの患者数は693名で、患者数全体の約70%を占めております。また、士別市内の1歳から15歳までの約2,880名のおよそ24%の患者数となっておりますが、士別市以外の病院で受診した方もおられますので、実際の患者数は更に多くなるものと考えております。

また、新型インフルエンザの疑いによる学級あるいは学校閉鎖に伴う授業時間数の回復についてであります。9月ころから土別市内の子供たちにも感染が拡大してきたため、市内小・中学校では去る9月17日に土別南中学校第2学年の学年閉鎖を皮切りに、10月以降から中多寄小学校を除き、市内全学校において1週間程度の学校閉鎖に至ったところであり、そのため、各学級では授業時間数の確保のため、冬期休業日の1日から2日の短縮と、平日の授業時間の増及び学校行事の中止などにより対応することとなっております。

次に、新型インフルエンザにかかった場合に、重症化する可能性が高い妊婦及び基礎疾患を有する患者数についてであります。本市の妊婦の人数は母子健康手帳の交付数から約70名と把握いたしており、また、基礎疾患を有する方の人数につきましては、各医療機関においても基礎疾患基準に基づく正確な人数を把握されていないことから、厚生労働省のワクチン接種の基本方針において示されている、基礎疾患を有する対象人口比率をもとに約1,600人と推計いたしましたところであり、

また、12月上旬から接種が予定されている、基礎疾患を有する者を除く1歳から高校生に相当する年齢の子供や、65歳以上の高齢者のワクチン確保についてであります。ワクチンは接種スケジュールに沿って計画的な供給体制がとられており、予約の状況に応じ薬品業者から各医療機関に順調に供給されておりますことから、不足が生じている状況にはないと伺っているところでございます。

この予防接種の情報やスケジュールの変更に伴う市民周知につきましては、医療機関の予約及び接種の時期など、その都度必要な情報について全戸チラシや市ホームページ、更には市内小・中学校を通じて保護者にお知らせを配布するなど、迅速な市民周知に努めているところであり、今後接種日程などに変更があった場合は、速やかに周知いたしてまいりたいと考えております。

更に、予防接種による副作用への救済制度の市民周知についてであります。新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法が、12月4日に施行されたところであり、その主な内容は、ワクチン接種を受けた方が健康被害を生じた場合の救済措置として、国がその被害状況に応じた医療費や障害年金あるいは遺族年金などの給付に関する救済措置について定めており、この制度の周知につきましても、広報紙や市ホームページなどにより周知いたしてまいりたいと考えております。

次に、国の接種費用負担措置の助成対象者数と金額、それにかかわる市の負担額及び市単独の助成対象者数と金額についてであります。本年第3回定例会において優先接種対象者のうち生活保護世帯及び住民税非課税世帯に対し、接種費用6,150円を全額助成することに加え、国の助成対象とならない、重症化の危険性が高い基礎疾患を有する1歳から高校3年生に相当する年齢までの子供についても、無料で接種が受けられるよう市独自の助成策を講じることとしたところであり、これら助成策の対象者数及び金額につきましては、国の助成対象者数は3,680人で、助成額は2,263万2,000円、市の負担額は565万8,000円であります。また、市単

独の助成対象者数は160人で、助成額は98万4,000円となっております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君）（登壇） 私から、新型インフルエンザに対する診療についてお答え申し上げます。

新型インフルエンザの発生当初におきましては、感染拡大と重症化の懸念もあり、新型インフルエンザのおそれがある場合には保健所の発熱相談センターに連絡していただき、ここを通じて発熱外来のある医療機関が紹介され、診療に当たってきたところであります。しかしながら、患者の多くが比較的軽症で回復していることや治療薬が有効であるなど、季節性インフルエンザと類似していることもあり、更に患者も増えることを想定し、北海道では8月10日からすべての医療機関で診療に当たることとされました。

市立病院では、新型インフルエンザ患者が国内で増加していることから、厚生労働省が示したマニュアルを踏まえながら、8月に新型インフルエンザ弱毒性豚由来感染予防対策マニュアルを定めたところであります。診療にあつては、これをもとに急な発熱と咳やのどの痛みなど、インフルエンザが疑われる症状がある場合には、必要に応じてインフルエンザ簡易検査を行い、インフルエンザA型に有効性のあるタミフルやリレンザを処方いたし治療に当たるとともに、11月9日からは、流行に伴い患者が増加することへの対応と院内感染を防止するため、臨時的に2階会議室にインフルエンザ外来を開設したところであります。

また、重症患者への対応であります。新型インフルエンザ患者にあつては、原則自宅療養であります。重症患者が発生した場合には、院内感染予防に配慮して入院受け入れとなります。新型インフルエンザが発生した初期段階では、北海道新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、重症患者が出た場合には、上川北部医療圏の第二種感染症指定医療機関が名寄市立総合病院であり、感染症ベッドを4床有していることから、ここへの入院を最優先といたしております。しかしながら、新型インフルエンザが蔓延し、患者が増加していることから、市立病院におきましても20年度に新型インフルエンザ対策として、防護服及び人工呼吸器を整備したこともあり、また2名の呼吸器専門医がおりますので、院内感染に配慮しつつ、2名収容可能であることを北海道に報告いたしておりますし、10月25日には新型インフルエンザ患者が入院し、治療を行ったところであります。

また、市内の医療機関での新型インフルエンザに対する診療であります。各診療機関にお伺いしたところ、行動計画や行動指針までは策定しておりませんが、厚生労働省ではさきに申し上げたように診療に対してのマニュアルを作成し、保健所を通じて全医療機関に周知しておりますので、このマニュアルに従った診療を行っているとの返事をいただいております。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君）（登壇） 私から、中小企業への年末支援についてお答えいたします。

まず、緊急保証制度の認定状況についてでございますが、この制度は、中小企業者が売上高の減少や取引先の倒産などにより経営に支障が生じている場合に、これを市長が認定することで融資されるものであります。そこで、平成19年度から平成20年10月30日までに、売上高が前年同時期と比較して5%以上減少した、大型倒産の発生により影響を受けたとする要件に該当した認定件数は合わせて10件で、その融資額は1億5,490万円であります。また、平成20年10月31日から、対象業種がこれまでの185業種から現在793業種まで拡大されたことに加え、認定対象となる売上高の減少率が5%から3%となるほか、利益率が前年同時期と比較して3%以上減少しているとの要件が追加されたことにより、本年3月までの認定件数は合わせて70件で、融資額は11億3,695万円となっております。

更に、本年11月までの認定件数は32件で、2億8,090万円が融資されているところでございます。本制度につきましては、複数の借入金を一本化し返済期間を延長することにより、月々の返済額が軽減されること、新規での融資も受けられること、更に保証料金も一般保証より低額となるなど、企業にとって極めて有利な制度となっております。また、相談窓口につきましては、これまでの商工会議所に加え20年12月から経済部にも設置し、相談に応じております。設置後から本年11月までの相談件数は92件で、そのうち要件を満たさなかった3件を除く89件を認定しております。

今後におきましては、年末の融資需要期を控えておりますことから、本制度の活用についてPR用リーフレットを商工会議所や商工会を通じて市内事業所へ配布するとともに、ホームページでの啓発、更に相談窓口についても引き続き経済部に設置し、金融機関とも連携しながら円滑な資金調達が図られるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、本市の融資制度の利用実績についてであります。本制度は中小企業の経営安定化を図るため、市費を金融機関に預託することにより低利な融資を受けることができ、その利子や保証料に対しても市から一部補給されるものであります。

そこで、平成19年度における特別融資資金のうち、経営資金の新規融資件数は18件で、融資額は7,763万円、同じく設備資金は16件で6,900万円、運転資金は3件で1,500万円、店舗改修等資金は借り入れがなく、合計では37件で1億6,163万円となっております。20年度の経営資金は43件で2億7,825万4,000円、設備資金は20件で7,817万円、運転資金は3件で1,500万円、店舗改修等資金は1件で600万円、合計では67件で3億7,742万4,000円となっております。21年10月末までの経営資金は18件で1億67万円、設備資金は16件で5,526万円、運転資金は1件で150万円、店舗改修等資金は借り入れがなく、合計では35件で1億5,743万円となっております。

このように、19年度と20年度を比較しますと、特に特別融資資金の経営資金が融資件数、金額とも大幅に増加しております。その要因としては、20年4月より500万円の融資限度額を1,000万円に引き上げたこと、20年11月より先ほど御答弁いたしました緊急保証制度において対象業種の拡大や要件緩和などにより新規融資の一部が本資金で活用されたことなどから、利

用増につながったものと考えております。

次に、土別市季節労働者生活資金融資及び土別市勤労者福祉資金融資についてであります。

両資金融資につきましては、市内に居住する勤労者等の生活安定を福祉の向上を図ることを目的とした制度で、季節労働者を対象に生活資金20万円を限度として融資したものは、平成19年度及び20年度の利用実績はなく、21年10月までは1件で、20万円の融資が実行されております。また、勤労者を対象に生活資金50万円を限度として融資したものは、19年度では5件で142万円、20年度は利用実績がなく、21年10月までは1件で50万円となっております。

教育資金150万円を限度に融資した者は、19年度及び20年度の利用実績がなく、21年10月までは1件で90万円の融資が実行されておりますが、住宅資金については金融機関独自の融資制度が変動性で利率が低いことなどから、ここ数年利用実績がない状況であります。

このように、生活及び教育資金については一定の利用があるわけではあります。住宅資金については近年利用がありません。この資金は増改築や土地だけの購入も対象となっていること、固定金利制での融資であり将来の返済計画が立てやすいなど、優位性を今後広報紙やホームページなどでPRを行いながら、活用促進に努めてまいりたいと存じます。

次に、土別商工会議所からの要望についてであります。

地域の総合経済団体であります土別商工会議所から、中小企業への金融対策の強化について、設備資金の融資限度額の引き上げと融資期間の延長及び保証人と審査事務を簡素化した100万円程度の小口融資制度の創設についての要望があったところであります。市の金融制度につきましては、平成20年4月より特別融資資金の経営資金を500万円の限度額から1,000万円に引き上げ、融資期間も5年から10年に延長した結果、1件当たりの平均融資額が約430万円から約620万円に増加しておりますが、設備資金については1,000万円の限度額であるのに対し、1件当たりの平均融資額は約400万円となっている状況でありますので、今後の需要動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

また、小口融資制度の創設については、現行の運転資金の融資枠が十分に保証されておりますことから、事務処理の迅速化に努め、この制度の活用を促進してまいります。議員お話しのように年末を控えておりますことから、中小企業者の経営に支障を生じないよう相談体制の強化を図り、国・道・市などの制度を十分説明するとともに、事業者のニーズを的確に把握しながら円滑な金融支援に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 市民文化センターの使用料金につきましては、私から御答弁申し上げます。

まず、平成20年度の市民文化センターの主な利用状況であります。利用件数で申し上げますと、多く利用されておりますのは2階の音楽室や3階のリハーサル室でありまして、利用件

数が約600件で約15%であります。比較的少ないところは2階の視聴覚室で、利用が100件で約3%であり、利用件数の合計は3,925件となっております。利用者数で申し上げますと、最も多いところは1階の研修室で、2万1,377人で約23%、大ホールでは1万7,000人で約19%、比較的少ないところは2階の視聴覚室で、1,092人約1%でありまして、利用者数の合計は9万1,798人となっております。

次に、市民文化センターと生涯学習情報センターいぶきの使用料設定の根拠についてのお尋ねであります。まず、使用料設定に当たり、市民文化センターは営利を伴う販売や企業等への貸し館としての業務があり、いぶきは図書館機能と市民の学習活動や文化活動の拠点となっております。両施設の利用形態に違いがありますので、使用料にかかわる利用時間区分の設定については、利用者の利便性を考慮して設定いたしましたものであります。

市民文化センターの使用料設定の根拠につきましては、上川管内で類似施設を有する富良野市、旭川市、名寄市などの各施設を参考にしながら、当センターにおける各部屋の面積割合などの比較により、使用料金を設定いたしましたところでありまして、大ホールを初め各部屋を興業目的で利用することや、商品の展示販売目的とした利用も多く想定されましたので、準備から後片づけまでの時間がおよそ3時間から4時間を要する場合が多いため、それに見合う利用時間区分といたしました。利用団体、サークルの使用内容には若干の差はありますが、仮にサークルの定例の会合や講演会、研修会、講座を開催するに当たり、準備の時間、開演時間、後片づけの時間を含め、余裕のある形で利用していただけるとの判断から、午前、午後、夜間、そして全日の4つの区分といたしましたところでございます。

また、生涯学習情報センターいぶきの使用料設定の根拠につきましては、市民文化センターの使用料を参考に、研修室、展示場、工房など相互の施設において、共通する各部屋の面積比に基づいて算出したところでございます。

次に、市民文化センターの特殊器具、設備等の使用料設定の根拠についてのお尋ねであります。特殊器具、設備等の使用料設定根拠につきましては、さきにお答えいたしました類似施設の使用料を参考といたしております。なお、使用料を細かい設定にいたしましたのは、利用団体が特殊器具や設備を使用する際、必要とする器具類のみを選択し、必要のない器具類の使用料を支払うことのないようにするとともに、器具類の適正管理ができるようにとの考え方があります。

次に、料金設定について検討するべきとの提言、また市民文化センター、いぶき、朝日サンライズホールの使用料金について、共通の使用料設定に統一してはとのお尋ねであります。3施設の料金設定につきましては、合併協議の中でも使用料金の統一化や料金システムの簡素化について検討し、更に合併後の昨年8月に、3施設の間で料金設定について検討いたしましたところでありまして、

その結果といたしましては、市民文化センターにつきましては貸し館業務、生涯学習情報センターにつきましては市民の情報収集と発信の拠点、朝日サンライズホールにつきましては自

主文化事業と、それぞれ中心となる利用形態に特徴を持つ施設であり、その管理運営にも違いがありますことから、利用者は利用目的に合う施設を選択し、学習活動や文化活動を行うことができるとの判断をいたしまして、現在に至っております。なお、3施設の料金システムの簡素化などにつきましては、市民にわかりやすい使用料金の設定が可能となるよう今後十分に研究し、検討いたしてまいりたいと考えております。

次に、使用料の免除制度を一層利用しやすいようにという点についてであります。3施設とも共通しておりますことは、市民の文化、教育、福祉関係団体がそれぞれの施設を利用する場合、教育委員会に申請し、使用登録団体として認定されることにより、施設の使用料が免除されることになっております。こうした免除制度につきましては、現在市民文化センターで93団体、生涯学習情報センターで32団体、朝日サンライズホールで50団体、合計175団体が登録しておりますが、3施設の管理運営事務取扱要綱の定め、利用者の利便性を図るため、申請者は3施設のうち1カ所に申請すれば、他の2つの施設にも減額や免除が適用されることになっております。

次に、営利営業目的の場合で、市外と市内の営業者の使用料金の設定についてのお尋ねであります。現在、朝日サンライズホールにおきましては市内・市外との区分を行い、地元の営業者に有利な設定がなされておりますので、市民文化センターにつきましても、市内業者と市外業者の区分につきまして検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 16番 斉藤 昇議員。

16番（斉藤 昇君）（登壇） 2009年第4回定例会に当たり、一般質問を行いたいと思います。

質問の第1は、来年度予算編成についてであります。

21年度の決算見込みにつきましては、さきの柿崎議員に対する答弁で一定理解をいたしたところであります。そこで、ここでは特に国保会計、この国保の特別会計の決算見通し、そして22年度へ向けての方向性、これらをどう把握していらっしゃるのかについて、若干お尋ねをしておきたいと思っております。

市民の皆さんから聞こえてくるのは、払いたくても払えない国保料、この軽減のために何とかしてほしいというその切実な願いは、依然として私どもにも聞こえてまいりますし、何とかしなくてはならないと思うけれども、しかし引き下げするにも財源がないという事態でもございます。そこで、今年度の基金とそれから基金の見通し、特にこれからインフルエンザなんかも随分流行してきたり、これからもそういうものがはやってまいりますと、この基金も取り崩さなければならぬ事態も生まれてくるのではないかと。

また、国保に加入している市民の方々、中小商工業の自営の方々、あるいは季節労働者の方々の冬場仕事のないときの国保への編入、低所得者の方々、農業の方々、こういう人たちが多く加入しているこの国保会計だから、加入者の基準所得、これも低いのが実態だと思うんだけれども、ここ三、四年の税の伸び率、これらは一体どのようなになっているのかということ。

あるいはまた、年齢の構成も75歳からは後期高齢者に移行するわけだけでも、それ以下の国保加入者の年齢構成の推移、これなんかも明らかにしていただきたいと思うのであります。また、国保の状況を聞いてみますと、今年は随分国保会計が一段と厳しさを増していると、こうおっしゃるんだけど、その主な原因、特に病気が重い人方、がんなんかにかかって大きな支出なんかをしますと、これは莫大な医療費がかかって、高額医療費から大幅に医療費がかかっていくから、その分を国保会計でも負担しなければならない。これら病気の重い軽いの実態、これらについても市民の皆さん方の健康状態がどうなっているのか、こちらについてもお聞かせをいただきたいと思うんです。

さらにまた、市立病院にかかっている国保の加入者の方々、こういう国保に加入している方々は、市立病院からほかの病院にどの程度かかっているのか。旭川でありますとか、あるいは市立病院以外にどの程度患者がかかっておられるのか、こういうところも見通しをきちんとして、やはり基幹病院である市立病院の患者さん、医師不足だ看護師不足だ、だから開業医のところに行ってください、こう言って戻ってこない、そういう市民の方たちがいらっしやいます。こういう医者が足りない看護師が足りないと言って、市立病院から軽い方は開業医に移ってください、こう言って市立病院を離れた患者さんはこの土別でもどのぐらいいらっしやるのか。そういうことなんかもぜひこの際しっかりと把握する必要があるのではないかと、また、それらに対する対策は一体どうしていかれるのか。

もう市立病院は医師不足だから、ほかに行くところは行ってくださいと言って、ああ、私は市立病院から見放されるのか、こういう市民の方々も何人も意見を聞いておりましたけれども、今、これらのことは医師が一定充足されたとおっしゃいますけれども、こういう市立病院からほかに移ってください、こういうことを今も続けていらっしやるのか、この点も伺っておきたいと思うのでございます。

また、今年は農家の経済にとっても低温でありますとか、夏場雨の多い、こういう中で作物は不作であります。救済金は出るといっても、やはり農家経済は厳しい状況に置かれている。こういう中で来年の国保の税込、基準所得がどういうふうになっていくのか、こちら辺も関心のあるところだと思うんだけど、今年度の決算見込みと来年22年度の見通しについてこの際伺っておきたいと思うのであります。

次に、来年度の予算編成にかかわって、国の事業仕分けについてお伺いをいたしたいと思えます。

さきの田宮さんの質問に答えて、公共事業についてはまだはっきりわからない、今後の推移を見ることが重要だという答弁でございましたけれども、公共事業のほか、例えばシルバー人材センターに対する補助金なんかも、民業を圧迫するのではないかと、こういう理由から、シルバー人材センターなんかに対する補助金もカットの方向でありますし、これらに対する市の対応、シルバー人材センターほかについても、これらについてもこの際明らかにしていただきたいと思うのであります。

更に、公共料金の据え置きの問題でございますけれども、今年10月の水道料金の決算審査のときにもお伺いをいたしましたけれども、ここ数年は水道料金は値上げしないで何とかいけそうだと、こういう答弁も返ってきております。何せ生活の厳しい実態を考えると、市の公共料金の値上げを抑えて、せめて据え置きを続けていくべきではないか、そう思うんだけれども、いかがでしょうか。

また、子育て日本一のマニフェストを掲げて、盛んに牧野市長はこれらに力を入れていく、こう答弁をされておりますけれども、せめて子供たちの保育料の負担の軽減、これらを公共料金の中でも、特に保育料の軽減策についてもこの際考えていくべきではないか、こう思うんだけれども、この点もあわせて答弁をお願いしたいと思います。

質問の第2は、本市の総合計画、22年度の実施については一定話もされましたけれども、いま一度立ち入ってこの際お答えをいただきたいと思うんです。

特に22年度から進めていく牧野市政の今後の進めていく、23、24年度の牧野市長が出しておられるマニフェストと総合計画、これらについても牧野市長のおっしゃるマニフェスト、例えばパークゴルフ場の建設年次、これらに対する財源の手当て、こういうものも明らかにする必要があるのでないか。一定国の景気対策の面で、21年度、随分と景気対策でパソコンの購入でありますとか学校の耐震予算でありますとか、こういうものにも一定予算もつけられてまいりましたけれども、22年度の実施しようとしている事業で、総合計画にあるもので先送りをこの際余儀なくされたものがあるのかどうか、この点も明らかにしていただきたいと思うのでございます。

特に、牧野市長になって総合計画の本格的な予算編成に入るわけでありましてけれども、そこにマニフェストもきちっと位置づけて、マニフェストに係る財政はどのぐらいかかるのか。これはパークゴルフ場もそうでしょう。これらもきちんと総合計画と一緒に位置づけて、財政的にもその見通しを、議会にも市民にも明らかにする必要があるのでないか、こう思うんだけれども、マニフェスト達成の年次的な計画とその財政的な見通し、これらについても明らかにしていただきたいと思うのでございます。

また、22年度の新たな事業、これは検討もされてきたと思うんだけれども、特に特別養護老人ホームコスモス苑、この増床、これらについても検討を加えていく、こういうふうにされてきましたけれども、これらについても一定の見通しがついたのかどうか。そして、増床がされるときは、若干聞いておりますのは20床ほどの増床ができるのではないかと、こうおっしゃっておりますけれども、あのコスモス苑は100床規模、今50床でありますけれども、建設されるときには100床規模のそういうボイラーでありますとか、そういう施設は100床規模で建設をされたところでもございます。この20床程度の増床によってあとの30床、50床の増床はしたいとおっしゃってございましたけれども、この50床の増床についてはもう諦めてしまわれるのかどうか。今回20床の増床を図るということで、50床は必要ないんだと、こういう立場に立たれるのか。特別養護老人ホームに対する入居待機者も多い折、そしてまたこれからも一段と高齢化

が進んで、特別養護老人ホームの施設に入りたいという希望は、これからも増えていくことが予想されるのでございます。やはり20床の増床と同時に、その後も50床、あと30床です、その増床に向けてもそういう将来の見通しを立てながら、より一層の努力をしていくべきではないか、こう考えるんだけど、この点も22年度の予算にかかわってこの際具体的にお示しをいただきたいと思うのであります。

先ほども申し上げましたけれども、そして23年度、24年度、これらに対する総合計画と牧野市長のやろうとしていらっしゃるマニフェスト、これらをきちんと位置づけていく、それらの見通しについてもこの際お示しをいただきたいと思うのでございます。

特に、パークゴルフ場の問題でありますけれども、これらについてもさきの所信表明で明らかにされた市長の答弁では、市内の中央市街地にパークゴルフ場の建設をしたいという答弁をなされて、その後この市街地の中央部、パークゴルフ場の候補地として九十九の用地を調査されたり、視察をされたやに承っているところでもございます。特に、九十九の用地については道立スポーツセンターを誘致する、こういって業者から買った土地、つくも学園の隣接地でありますけれども買った土地、その裏に土取り場になっております道立畑作試験場の用地の払い下げを市が行った、これらの跡地なんかもでございます。

この道立スポーツセンターの建設、これらについても道の財政的な問題その他からいっても今後の見通しもない、そういってスポーツセンターも諦めたわけでありましてけれども、これらを本当にパークゴルフ場にしていくなると、どういう展望で進んでいくのか、これはよく利用者や市民の声をしっかりと受けとめて、候補地を選ぶべきだと思うのでございます。

また、スポーツセンター用地として業者から買い上げた土地、これは土地開発公社が用地を持っているわけでありまして。そして塩漬けになっている土地であり、道の指導でも土地開発公社が持っている塩漬けの土地、これらについても解決をするように指導があるわけでありまして。この九十九地域の土地開発公社、市でも一定検討もなされて、これから公共用地の先買い用地を行って、土地開発公社がそういう必要があることはないというふうに向っておることから考えてみても、土地開発公社を解散していく、そういう道も将来的には考えなければならないのではないかと。そうなりますと、土地開発公社で持っているこれらの土地、これを一般会計で買戻しをするにしても多額の費用を要する、こういうこともあるわけでありまして。

そうなりますと、パークゴルフ場にするとしたら、こういう土地開発公社が持っている土地に対して一定の補助金なんか出るのかどうか、こういうこともよく考えてみる必要があるのではないかと。半永久的に使われなくなった、利用予定のないこの土地開発公社の土地を、将来的にずっと塩漬けにしっぱなしでいいのかという問題もあると思うのでございます。だから、パークゴルフ場に対する検討と同時に、土地開発公社のあり方もこの際一緒に考える必要があるのではないかと、こう思うんだけど、パークゴルフ場の用地予定の今後の進め方、あるいはまた九十九用地を持っている土地開発公社の今後のあり方、これらについて真剣な論議をし

ていくべきではないか、こう思うんだけど、市長の見解を承っておきたいと思うのであります。

質問の最後は、日向温泉についてであります。

私は、今年の3月の予算議会でもこの問題を取り上げて、この3年間、18、19、20年度、この3年間350万前後の赤字を1年間、日向の温泉は赤字を出して1,100万に赤字がなって、それらはこれまでの積立金があったから、それを取り崩して収支の均衡をはかってきた。しかし、これらのお金があったから均衡がはかれたんだっただけでも、もしこのお金がなければ1,100万の赤字をどうしたのかという議論になるはずであります。

そして、この日向温泉の今持っている残高も、基金といいますか貯金といいますか、このお金も1,600万に減ったと言われているのでございます。そしてこの予算議会のときにも申し上げたけれども、本当にこれから特に22年度日向温泉の改築、これが総合計画に載っているけれども、真剣に考えなければ、赤字が出ればあとは市が補てんすればいい、そういう単純なものではない。あるいは総合計画に載っているからやればいんだという問題ではなくて、この日向温泉に対する将来の展望を含めてきちっと検討する必要があるのではないかと。こういうことに対しても、前理事者はそのためにあの地域一帯の開発も含めて、日向温泉のあり方について検討してまいりたい、こう答弁をされておりましたけれども、この前理事者から日向温泉のこれら改築に対する検討、これらについて牧野市長はどんな引き継ぎをお受けになったのか、この際お示しをいただきたいと思うのでございます。

特に、指定管理者でありますJA北ひびき農協には、まだ指定管理者としての契約が残っております。しかし、指定管理者である北ひびき農協の日向温泉の経営、これが21年度の決算状況、これはどういう見通しでお進みになっているのか。側聞するところによると、今まで以上に21年度は単年度で赤字が発生する、こういうことも側聞しているんだけど、これら21年度の決算見込みについてどうなっているのか。それから22年度についても、本当にこれらを赤字を出さない経営のために、JA北ひびき指定管理者がどんな方策をもって臨もうとしていらっしゃるのか、この点について真剣な論議をする必要があるのではないかと。思うのでございます。

私どもにもそういう、日向温泉が本当にいいところであるので、あそこは。温まるし、長い間続いてきた温泉、残してほしいという意見もあるし、あるいはどうしてもそれであれば縮小する道だってあるではないか、あるいはまたJA北ひびきに、これはもう施設もろとも改築をして全部預けて、全責任を負ってもらって市の手から離してはどうかという意見、あるいはJA北ひびきが指定管理者を切れる時点、このときに公募をして新たな民間の活力を導入する、そういうことも考えるべきではないか。さまざまな意見が寄せられているところでもございます。

私は、牧野市長になってこの温泉の今後のあり方、そしてあの地域の開発、こういうことを真剣に考えてみる必要があるのではないかと。この近隣のこういう施設を見ても、あの剣淵のレ

イクサイド桜岡、この温泉についても多額の赤字も出して、あそこはまだ一定裕福だから一般会計で補てんもした。だけれども黒字にしていく、なかなかそういう道筋もない、こうも言われているし、国道40号線にある、これから土別から北の方向にあるさまざまな温泉ございますけれども、町で持っている温泉、これらの温泉の経営についても、黒字できちんと経営がいつているというところは少ないやに聞いておりますけれども、これら40号線沿いにある温泉に対する経営状況、これらについてどういうふうを受けとめていらっしゃるのか、この点もお聞きしたいと思うんです。

特に、剣淵の問題を申し上げましたけれども、名寄市で抱えている風連の望湖台、これらについても廃止をするかどうかということも議論になっているところでもございますし、私はそういうきちんとした計画を立て、市民の皆さん方の例えば開発促進委員会の意見を聞く、あるいは議会でも特別委員会をつくって、これらの日向温泉の今後のあり方を十分に検討する、そのためには22年度の総合計画には載っているけれども、それが1年おくれたとしても、そのことは市民も納得するのではないかと、こう思うだけけれども、この点、牧野市長のこれまでのJ Aとの話し合いや22年度予算編成に当たっての日向温泉に対する考え方、先ほども申し上げましたけれども十分検討する必要があるのではないかと、このことを申し上げ、答弁を求めて一般質問を終わるものであります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 斉藤 昇議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から総合計画の実施と先送り、新たな事業及びマニフェスト実施計画について答弁申し上げます、平成21年度国保会計決算見込み、国の事業仕分けの影響、公共料金の据え置き、マニフェスト実施計画に関する公認パークゴルフ場の候補地及び日向温泉については、相山副市長から答弁申し上げます。

最初に、市政運営の基本的な考え方につきましては、さきの定例会において所信表明で申し上げたところであります。そこでまず、マニフェストに掲げた施策と総合計画の実施に当たっての基本的な考え方についてであります。私のマニフェストの基本的事項にも記載のとおり、平成20年に策定された総合計画は本市のまちづくりの基本方針であり、これを最大限尊重するものであります。この総合計画を基本としながら、取り巻く環境の変化や新たなニーズへの対応、あるいは国の制度等の変更に伴う対応など、柔軟性を持ちつつ効率的かつ効果的な事業推進のもと、市民生活の向上実現を図っていく考えであります。

その意味も含めまして、マニフェストに掲げた事業につきましては、総合計画における実施計画に新たな事業として追加するとともに、当初計画に盛り込まれている事業につきましても、内容の拡充や見直しを行っていくものであります。そこで、今年度あるいは22年度に実施する予定の施策といたしましては、さきの柿崎議員への答弁と重複しない範囲で申し上げますが、やさしいまちを創造するため、子育て支援パスポート事業の創設のほか、開業医の誘致対策、ふるさと給食の提供、児童・生徒の大会派遣時の交通手段の支援措置などを計画いたしている

ところであります。

2つ目には、たくましいまちを創造するため、消費者を加えた農商工消による戦略会議の組織化、有害鳥獣捕獲奨励補助金制度の創設などを計画いたしております。

3つ目には、新しいまちを創造するため、男女共同参画条例及び環境基本条例の制定等を計画いたしております。一方、4年の任期の中で取り組む施策といたしましては、市立保育園や児童館の改築のほか、樹木のあるミニ公園の設置、新たな公認パークゴルフ場の建設、家庭菜園つきの高齢者共同住宅の建設等を計画いたしております。

次に、総合計画の実施と先送りあるいは新たな事業についてであります。

本市の総合計画におきましては3年間を一つの期間と設定し、毎年度見直しを行うローリング方式による実施計画を策定しており、平成22年度から24年度までの3カ年の実施計画については、11月下旬理事者ヒアリングを実施し、現在ヒアリング内容に基づく事業内容等の精査と再検討及び集計・整理作業を進めているところであります。総合計画に掲げた事業といたしましては、当初280事業、事業総額646億円を計上していたところでありますが、昨年度段階において4つの事業が追加となったところであり、更に今回私のマニフェストに掲げた事業のほか、国の制度改定や補助事業の変更に伴う事業の再編なども含めた28事業が新たに加わり、ヒアリング対象事業は312事業となったところであります。

中には、20、21年度国の経済対策の一環として措置された地域活性化の各種交付金を用いて、例えば多世代スポーツ交流館の改修、羊と雲の丘観光施設の改修、小・中学校耐震補強、小・中学校のパソコン機器の導入、ふどうテニスコートの夜間照明設置など、既に補正予算により一部計画を前倒しして実施した事業もあります。

そこで、先送りを予定している事業についてであります。各事業の所管部署におきまして、平成22年度に予定していた事業を後年度に先送りすることとして、ヒアリングを実施した事業はございませんでした。今後ヒアリング後の事業調整や予算編成において、場合によっては本市の予算枠組みや国の事業仕分け結果に基づく事業の取り扱いの変更、あるいは補助金等の財源面での変更に伴って、平成22年度における事業規模を縮小せざるを得ない事業等が発生することも考えられます。

いまだ最終集約には至っておりませんが、例えば先ほど御質問の林業センター、日向温泉のように、関係機関と十分な調整を要するものや、環境センターのように今後適地の選定及び埋設量の残容量調査を経なければならないもの、あるいはハード事業が23年度に集中していることから、今後事業の必要性や財源の見通しを中心に整理調整が必要になってくるものも考えられます。

一方、新たな事業につきましては、まず国の制度改正や補助事業の枠組みの変更等に対応するため、ヒアリング段階において示された事業として、公共下水道や公営住宅の長寿命化にかかわる事業、農業集落排水施設機能強化事業や森林整備加速化林業再編事業などがあり、また、取り巻く環境の変化や事業効果と効率性などの観点から、所管部署での再検討の結果、新規と

してコスモス苑の一部転用による増床、あるいは再編という形で示されたものとしたしましては、消防のホース乾燥設備整備事業や訓練等施設整備事業などがありましたので、これらについて実施計画での位置づけを検討しているところでございます。

なお、特別養護老人ホームコスモス苑の増床に関しましては、さきの第3回定例会において田宮議員の一般質問にお答えいたしましたように、平成21年の国の経済対策により、施設設備枠の制限が撤廃されているこの機会をとらえ、今後の介護施設への入所事業や家族の介護負担軽減、更に当初コスモス苑の建設に当たり、定員100床を想定した施設整備や用地の確保もいたしておりますことから、30床程度増床する計画をいたしていたところでございます。しかしながら、今回の国の対策は23年度中の供用開始が条件であり、設計や開発行為、本体建設工事の工期などからも、期限内の完成は日程的に難しく、更に建設費もかなり高額になることから、増床については財政状況から難しいものと判断いたしましたところであります。

しかし、コスモス苑の待機者は本年11月末で109人と増加している状況にあり、このため、現在の施設の中で入所枠を増やす方向がないものか、知恵を出し合い検討いたしましたところであります。その中で、コスモス苑のデイサービス利用登録者が減少している状況にあり、更に短期入所サービスも20床でサービスを提供しておりますが、例年の利用実績は1日平均約10人となっている状況であります。

そのようなことから、デイサービスについては事業を休止し、このことによるデイサービス事業は提供が十分可能な桜丘デイサービスセンターで対応することとし、短期入所サービスについては20床から10床に縮小し、そのことにより生じた空き室を、入所サービス個室として活用することで計画いたしており、このことについてコスモス苑の建設費補助を受けた国と道に施設転用の協議を行い、先般12月10日に内諾をいただいたところであります。

したがいまして、国の緊急雇用対策で整備枠が撤廃されておりますこの機会をとらえ、コスモス苑のデイサービススペースを居室に改修するとともに、短期入所サービスの居室を入所サービス居室に転用することにより、特養の入所サービスをこれまでの50床から20床増床し、70床とすることについては、改修工事費も少額であることから21年度中に行い、22年度当初から各種サービスを提供してまいりたいと存じております。このことによる雇用につきましては、介護職員を中心に10人程度拡大すると同時に、20床増床することにより、経営も現状より好転するものと試算いたしているところであります。

次に、平成22年度以降3カ年で実施予定の、主なハード事業についてであります。

22年度ではテレビ難視聴地域解消対策としての機器更新、朝日地区での地域交流施設の建設、桜丘荘における特殊浴槽増設、西広通り街路事業での用地買収、北部団地F棟建設などを予定いたしております。23年度では南地区保育園の新築、あけぼの児童センターの増改築、バイオマス活用による堆肥化施設の建設、西団地建替事業、温西ポンプ場の機器更新、小・中学校の耐震改修工事を予定しており、24年度では最終処分場（仮称）環境センターの建設、多寄団地の建設、継続事業として改修を進めている東山浄水場事業などを計画しているところであります。

す。

なお、一部の事業につきましては、現在事業内容を検討もしくは精査中でありますことから、全体事業費規模が決定していない状況にあり、引き続き各年度間での投資的事業の平準化を図りつつ、一方で地域や団体から寄せられた市民ニーズも十分に斟酌する中で、今後新年度の予算編成に合わせて新しい実施計画を策定する予定でありますので、取りまとめた時点で議会にもお示しいたしたいと考えている次第であります。

以上申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、平成21年度国保会計の決算見込み、国の事業仕分け、公共料金の据え置き、マニフェスト実施計画に関する公認パークゴルフ場の候補地及び日向温泉について御答弁申し上げます。

初めに、国民健康保険事業特別会計の平成21年度決算見込みについてであります。

平成21年度の国保税につきましては、18、19、20年の3カ年において引き下げをした医療分、これにつきましては所得割、18年が10%、19年が9.5、20年と21年が5、これは医療費分についてでありますけれども、資産割につきましては、税額に対して18、19は40でありましたものを20と21は36、及び収支均衡を図るために引き上げを行った介護分、これにつきましては所得割、17年が0.7、18が1.3、19が1.6、20、21は2.5、資産割、17、18、19、20、21とも4となっております。21年度に創設された後期高齢者支援金分の3区分について、一部の法定限度額を除き、20年度の現行税率で算定いたしております。

また、今年度は国保財政の基盤安定を維持するために、国保支払準備基金7,700万円を取り崩す対応で、収支の均衡を図る当初予算となっておりますが、20年度決算に伴う繰越金のうち、1億3,700万円を基金に積み立てをいたした結果、21年度末における基金残高は1億5,400万円程度になるものと予想いたしておりました。しかしながら、9月診療分までの7カ月相当分の医療費実績で申し上げますと、過去の実績や伸び率などを勘案した当初の見込み額を大幅に上回っており、特に6月診療分以降の医療費が突出した伸びを示している状況にあります。

この要因といたしましては、医療報酬明細書の総数は微増でありますものの、入院1人当たりの医療費が前年比で117%と伸びており、これにつきましては脳疾患、心疾患、がんなどによる手術ということで、議員お話しのように市民の健康が心配されるところであります。このようなことから、1件当たりが高額となっている診療の増加が医療費を引き上げているものと分析しているところであります。

これに加えて、全国的な傾向でもありますが、本市においても9月以降流行している新型インフルエンザや従来型の季節性インフルエンザの影響のほか、冬期間は毎年被保険者数が微増することなども勘案いたしますと、今後における医療費の減少は見込めない状況にあると判断いたしております。

一方、歳入につきましては依然厳しい経営情勢ではありますが、本年11月末の国保税収入状

況で申し上げますと、現年度分の収納率は52%、滞納繰越分は3%、国保税全体では43%と、前年同期と比較いたしますと2ポイント上回っている状況であり、また、税の伸び率といたしましては、21年11月末で収入済みが3億200万円、これを20年同期と比較いたしますと約1,900万円、6.9%の伸びとなっており、引き続き納税義務者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、税收確保に向けて実効性のある収納対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、国庫支出金等につきましては現在申請前の段階でありますことから、金額は確定しておりませんが、医療制度改革の影響や今後の医療費動向などに左右される要素が多分にあるため、予測しがたいところであります。したがって、21年度決算見込みといたしましては、医療費がこのまま高い状況で推移いたしますと、保険給付費の支払いに不足が見込まれると思われまことから、今後の議会において予算の補正を提案させていただかなければならないものと考えております。

次に、22年度予算についてであります。国・道及び国保連合会からの情報が例年よりおこなわれているものの、現在政府税制調査会で国民健康保険制度の予算編成関係項目が4点ほど議論されております。1点目は、70歳から74歳の患者負担割合であります2割を、23年3月末まで1年間延長して1割とすること。2点目は、国保関連の税制改正で医療分の法定限度額を3万円引き上げて50万円とし、また、後期高齢者支援金分の法定限度額を1万円引き上げ13万円とすることで、国保税の課税限度額を合計4万円引き上げること。3点目は、応益割にかかわらず、7割、5割、2割の軽減が全保険者で採用できる仕組みを導入すること。4点目は、非自発的失業者に対する保険料軽減策を導入することなどが示されておりますので、その動向を注視してまいりたいと存じます。

次に、土別市国保の課題といたしましては、本年度の決算において歳入不足が生じた場合、基金繰入金をもって収支の均衡を図らなければなりません。仮に不足額が過大となるような場合は、国保会計の硬直化を避けるために、22年度において収支に見合った税率等の見直しが必要になるとともに、あわせて応益割の平準化を維持しなければ、軽減相当分の補てんがされないことになるため、所得割、均等割、平等割をそれぞれ見直すなど、国保財政の健全化に努めていかなければならないところであります。

また、風邪やインフルエンザの流行などによる急激な医療費増加や、国庫支出金等の変動にも適応できるような基金保有額の確保も必要と考えるところであります。しかしながら、一方では長引く経済情勢の低迷や冷害による農作物被害などにより、被保険者の皆様は大変厳しい生活を余儀なくされているということも認識をいたすものであります。したがって、今後平成21年度の決算の状況が明らかになってまいりますので、22年度の基準所得などを勘案し、更には被保険者の皆様の御負担についても十分に検討いたし、国保における適正な税率について、単年度に限らず複数年度での段階的な見直しも視野に入れ、国保運営協議会及び議会の御意見もいただき、総合的に判断をしてまいりたいと思っております。

なお、病院の医師不足によって他の医院に転院を勧めるといったお話がございましたが、現

在はそういった状況はないというふうに聞いておりますし、今申し上げましたこれら国保会計の見直しに当たりましては、本市の構成が65歳以上の方が50%であるという状況も勘案しながら、十分に検討していきたいというふうに考えております。

次に、事業仕分けの来年度予算への影響についてであります。

事業仕分けは、行政全般において時代に合わなくなった制度や事業、無駄な予算や組織の見直しが求められていることから、政策の実行手順の一環として民主党が打ち出し、今度の政権交代により実現いたしたところであります。対象事業は国所管の約3,000事業のうち、各省庁からの聞き取りや現地調査の結果447事業に絞り込まれ、去る11月27日に作業が終了したところであります。主に政府内や自治体での事業重複、天下り先となっている独立行政法人などの基金を中心に、廃止・見直しの論議がされたところでもあります。

その結果、193事業が予算要求縮減とされたほか、84事業が廃止、80事業が見直し、30事業が自治体に任せるなどの結論が出され、従来どおりとされたものはわずか17事業にとどまり、縮減、廃止により約7,000億円が削減、1兆円が独立行政法人や基金から国に返済されることとされたところであり、北海道の試算では削減による道内の影響は約356億円の報道されているところでもあります。

そこで、これらの仕分けのうち、本市の22年度予算への影響についてであります。先ほど田宮議員にもお答えしたように、道路事業の予算要求縮減、下水道事業の見直しなどにあっては、現段階では不透明な状況にありますが、今後の事業量確保の面では、一部影響もあると考えております。このほか、仕分け対象事業で本市に大きくかかわるもののうち、予算を縮減とされたものでは、公立学校施設整備、携帯電話エリア等整備事業、資源循環型社会形成事業、シルバー人材センター補助事業などがあります。このうち公立学校施設整備につきましては、耐震化事業に重点を置くようではありますが、本市では当面学校新築などを予定していないことや、携帯電話エリア等整備事業についても、本年度の経済危機対策において既に内示を受けていることから、影響は少ないものと考えておりますが、来年度以降他の地域で整備する面での影響を心配しているところでもあります。

また、お話のありましたシルバー人材センターの補助につきましては、現在国と市で合わせて約1,900万円の補助をいたしておりますが、民業圧迫との意見やセンターの運営コストが高いといった観点から、3分の1程度の補助金削減とされており、これが実施されるとセンターの運営に支障を来すことから、今後の対応につきましてはシルバー人材センターと協議をしてまいりたいと考えております。

また、予算計上を見送るとされた森林地域活動支援交付金につきましては、本市でも21年度予算で約1,500万円の事業を計上しており、22年度予算への影響を懸念しておりましたが、余剰となっている国の基金を活用する方針であることから、従来どおり実施ができる見込みであります。更に、見直しが必要とされた電源立地対策交付金につきましては、交付金の使途を自治体の裁量にゆだねるという、地方にとってはむしろ前進した結果となったところでもあります。

次に、地方自治体にとって最も懸念をいたしておりました地方交付税につきましては、より客観的な算定方法の導入や、国の政策誘導的な交付税制度を見直すよう、仕分け人全員から意見があり、制度の抜本的見直しとの結論となったところでありますが、その方向性などについてはいまだ明らかにされていない状況にあり、今後の動向を注視してまいりたいと存じます。

事業仕分けについては、国の予算編成の過程が初めて国民に開示されるなど、大きな評価を得ているところでありますが、一方では予算削減ありきの財務省主導の中、今後の方向性が不透明で、来年度予算編成に支障を来すとの批判があるのも事実であります。こうしたことから、去る12月4日に北海道及び北海道市長会などの7団体で、事業仕分け結果による来年度予算編成の反映には、地方の意見を組み入れるよう緊急要望いたしたところでありますが、今後も情報の収集に努めるとともに、予算編成に当たっては慎重を期してまいりたいと存じます。

次に、来年度の公共料金等の見直しについてであります。

公共料金につきましては、本来は受益と負担の公平性の観点から、必要のあるごとに、ときどきの状況を判断しながら改定を行うべきものでありますが、近年の物価高騰あるいは急激な経済情勢の変化など市民の置かれている状況や、合併後公共料金を統一して間もないといった状況、更には上下水道会計等の収支状況を考慮したとき、現在は公共料金の改定の時期ではないものと判断をいたしているところであります。

ただ、公共施設の利用料金の一部には、本来利用者が負担すべき金額と大きく乖離をしているものもありますことから、来年度策定を予定しております23年度以降の財政健全化計画の中で、今後の方針を決定してまいりたいと存じます。

また、お尋ねの保育料についてであります。これまでも保護者の所得税や市民税の課税状況に応じ、国の定める7区分の徴収階層を基本に、これを10階層に細分化することにより、新たな低料金の階層を設けてきたところでありますが、現在明年度からの子育て家庭の負担軽減に向け、特に多くの世帯が該当する今の第2階層から7階層を中心に、全体で15階層に細分化するとともに、保育料の見直しを行い、現在保育所に通う全世帯の負担を軽減いたすという考えのもとで、検討を進めているところであります。

次に、公認パークゴルフ場の候補地としての九十九地区の可能性についてであります。

市長のマニフェストに掲げた公認パークゴルフ場の建設場所については、さきの定例会において市民要望の多い中央市街地区を中心に建設すること、そして具体的な財源や運営方法等については、今後総合的に検討する旨お答えをしたところであります。そこで、候補地の一つとして現在土地開発公社が所有しております九十九用地と、旧上川農業試験場用地の2カ所を、先月中旬に市長を初め各部部長、次長とともに視察をいたしたところであります。

九十九用地につきましては、平成11年に道立総合スポーツセンターが誘致された際の用地として、市からの先行取得依頼に基づき、土地開発公社が不動産鑑定評価を参考に2億7,500万円をもって市内建設業者から購入した、約6万8,000平方メートルの用地であります。面積には南側ののり面も一部含まれておりますので、有効面積は幾らか減りますが、公認パークゴルフ

フ場を整備するには十分可能であると考えております。仮にこの用地に整備するとした場合、用地取得費も事業費の一部として認定されれば、有利な起債も活用できるといった側面があります。しかしながら、パークゴルフ場造成にはおおむね1億5,000万円程度を見込んでおり、これに用地費を加えますと4億2,500万円に及ぶ事業となりますことから、財源確保の見直しも含め、十分な検討が必要と考えております。

一方、旧上川農業試験場用地は、当時の試験場が廃止された際に、将来の活用を視野に入れ、平成8年に北海道から有償譲渡により取得したもので、農地部分の面積は約13万3,000平方メートルを有し、面積的にも十分確保できますし、市の普通財産でありますことから、新たな用地取得費は要さないといったメリットはありますが、現在農家の方に貸与している関係から、事前の調整も必要となってまいります。

現時点では、中央市街地区においては、このように一団のまとまった市有地がないこともあって、この2カ所とも候補地の一つとして考えられるわけではありますが、一方でお話の土地開発公社のあり方も含め、解散も視野に入れた検討が必要となってまいります。特に、総務省からは、経営が著しく悪化したことが明らかになった地方公社や第三セクターの経営改革を進めるとした通知もあり、これに対し、土地開発公社は今後新たな公有地の先行取得の予定もなく、一定の割合を終えていることから、3～5年をめどに取得済み用地を市の基金で買い戻しの上、公社を解散する予定と回答し、その際には国からの支援措置として、第三セクター等改革推進債を活用したい旨を報告したところであります。

このように、今後土地開発公社を整理の上解散するとすれば、現在公社が所有する公有地を市が買い戻す際には、第三セクター等改革推進債も可能となるなど、財政上一定の優遇措置もありますが、買い戻後は市の普通財産として管理していくこととなりますので、今後この十九用地の活用は、さまざまな角度から検討を加えていかなければならないと考えております。

パークゴルフ場の候補地を選定するには、こうした課題も内在しておりますが、公認パークゴルフ場を建設し、健康づくりを推進するとともに交流人口の拡大に努めるとした市長マニフェストの実現に向け、一層の努力をしていくところでありますので、一定の方向が出た時点で議会にも御相談の上、さらに利用団体からの御意見も伺いながら、多くの市民に親しまれるパークゴルフ場として建設をしてみたいと考えております。

次に、日向温泉についてであります。

この施設につきましては、昭和52年に土別森林組合が、林業構造改善事業により林業経営の近代化と健全な協業活動の推進を図るための集会宿泊施設として建設いたしました。昭和55年には日向スキー場の開設や日向森林公園を造成し、昭和60年には地域住民によりゲレンデを芝桜公園として、更には昭和63年には森林公園の中に句碑を設置し、思い出の森として整備するなど、本市は地域一帯を日向温泉観光ゾーンとして位置づけながら観光振興に努め、春は芝桜、夏はキャンプや森林浴、秋には紅葉、冬はスキーなど、四季を通じて観光や湯治に、市民はもとより多くの方々から、自然に恵まれ、効能に優れる温泉として利用されています。

この管理運営につきましては、昭和58年に市が森林組合から施設全体の寄附を受け、この管理運営を多寄農協へ委託いたしました。平成18年度以降は指定管理者制度の実施に伴い、現在は北ひびき農業協同組合を指定管理者として指定し、管理運営業務を実施しております。指定管理による運営につきましては、開始当時より利用料金の収入での管理運営が可能なものとして、施設修繕費の一部を除き経費の負担はいたしておりません。しかしながら、観光目的やレジャーの変化、景気の低迷などもあり、日帰りの入館者や宿泊者、宴会客が次第に減少し、平成17年度より単年度収支が、お話のようにマイナスの状況となっており、引当金を充当しながら運営を続けていただいている状況にあります。

平成20年度の利用状況を10年前の平成11年度との比較で申し上げますと、日帰り利用客は4万4,800人から3万2,500人に、宿泊者数は1万500人から5,700人に、宴会者数は1万700人から6,800人となり、収入総数も1億6,200万円から7,100万円と、56%もの大きな減少となっております。これに対し、芝桜まつりの実施やサフォークラムのオリジナル料理の提供に取り組むなど、最大の経営努力をいただきながら対処していただいているところでありますが、指定管理者であります北ひびき農業協同組合からは、このような状況が続くのであれば運営を継続するのは困難ともなりますことから、施設の改修や指定管理における運営方法の見直しについての要望もございます。

利用客減少の大きな要因としては、建物の老朽化が挙げられ、指定管理者からも改善の要望もありましたことから、合併前の第4次土別市総合計画における改築計画に基づき、新市の総合計画の中でも、これまで同様に指定管理者による管理運営を前提としながら、平成22年度に総事業費3億5,000万円での全面改築の計画を予定したところであります。この改築につきましては、前市長と牧野市長との引き継ぎの中では、地域全体を観光的要素の魅力を上げることで、この日向温泉の入り込みを増やすというお話もございましたが、ただいま申し上げました状況もありますことから、改築に向けては慎重な対応が必要という引き継ぎがあったところであります。

しかしながら、現在の経済情勢は世界的な経済変動に伴い、新市総合計画の策定段階とは大きく変貌しており、道内はもとより近傍の温泉の利用施設も大きく減少し、先ほどお話にありました国道40号線付近の同様の施設についても、大きく収支割れとしている状況でありますし、運営に苦慮している施設が増えております。スキー人口も、平成5年度をピークとして平成17年度には4割まで減少するなど、施設を取り巻く経営環境は厳しい状況が続くものと考えております。

一方、温泉を利用する方々からは、非常に泉質がよく、いつまでも湯冷めしない、あるいは地域の安らぎと交流の場として最も重要な施設であるなどの声が寄せられ、市としては現在も観光拠点の一つとして位置づけしているところであります。このような中で、全面改修した場合の利用者の動向、収支の見通しについてでありますけれども、リニューアル当初には利用客の増加が期待できるものの、ただいまお話しいたしましたような経済情勢から、将来にわたっ

て採算性を確保できるのか、加えて改築後における指定管理料など、幾つかの課題もございます。

このようなことから、総合計画におきましては来年度に整備することとしておりますが、斉藤議員のお話にあり、また、いろいろ運営方針についての御提言をいただきましたが、これら改築に向けては日向地区の観光要素を活用した入り込み客の推計、一般スキー客の動向やスキー合宿利用の可能性、効率的な施設の配置計画や収支のバランスについて慎重に分析しながら、地域観光資源の最善の活用策と地域の保養施設としての位置づけも含めて、指定管理者と十分に協議も重ね、市民そして議会の御意見もいただきながら、早急に方向性を見出してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） ここで、午後3時25分まで休憩いたします。

（午後 3時11分休憩）

（午後 3時25分再開）

議長（岡田久俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 先ほど御質問をいただいた中で、平成21年度、今年度の日向温泉の収支状況というところが、答弁が抜けておりました。

21年度、まだ決算が終わっておりませんし、これから年末年始を迎えて日向温泉としては、なお一層の営業努力をしているところでありますけれども、11月現在までの昨年との比較で申し上げますと、昨年の11月現在の売り上げが5,739万4,000円、これに対しまして、本年度は5,419万4,000円と、対前年約94.4%となっております。ただ、売り上げは落ちてございますけれども、今年度を昨年と比べますと燃油などが下がっておるということと、なお一層の営業努力でコスト削減をしているということでもあります。

ただ、先ほど議員のお話もございましたけれども、最終的には昨年を上回る収支不足が出るのではないかというようなお話も伺っているところでございます。

以上でございます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 13番 谷口隆徳議員。

13番（谷口隆徳君）（登壇） 第4回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。

環境基本条例の制定についてお伺いいたします。

去る第3回の定例会において、市長は所信表明の中で明日につなぐやさしい環境実現に向けた取り組みとして、地域に根ざした環境基本条例を制定し、自然と調和した潤いと安らぎあるまちづくりを実践すると施策に掲げられました。今、地球環境問題が大きく取り上げられ、そ

の原因や対策について世界的な取り組みが始められました。環境問題は、人類が経済活動を通じて快適で便利な生活を追い求めた結果、地域や国境を越え、地球全体が変化し、失われていく事柄すべてを意味します。

大きな規模の地球環境の問題であります。その原因は地域に発生した小さな問題に起因しています。まさに環境問題の根本にあるのは、私たちの身の周りであり日常生活にまつわる事柄が直接関係してくることです。環境の問題は、温暖化、ごみ問題、資源問題、水質・土壌・大気汚染、食料、有害化学物質など、多くの問題を抱えています。

環境基本法平成5年11月19日実施法律第91号では、目的に、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とするとあり、第36条には、地方公共団体の施策としてその役割が規定されております。

そこで、この緑豊かな土別市の環境をしっかりと保全し、住民・市民の一人一人が環境を守ることが、命を守っていくことだと認識していくために、早急に環境基本条例を制定して、よりよい環境を後世に残していく使命を、より確かなものとしていかなければならないと考えます。この条例制定の基本的な考え方と条例制定の時期についてお伺いをいたします。

次に、自死と自死遺族支援の対策についてお伺いをいたします。

去る12月4日、午後10時のNHKの番組「どうなる日本」でも取り上げられておりました。見た方もおられると思いますが、年間3万人を超える自死の問題をどう考えていくかという報道でありました。特に、現代社会において命の問題が軽視されてきている、あるいは命の力が弱まっているという思いを、日常生活の中で感じとられている人は多いのではないかと思います。

さきに環境についての質問をいたしました。少子高齢化、介護、福祉、医療、保育、子育てなど、生活の営みにつながるものすべてのもの、その根底にあるのは私たちの命の問題であります。科学技術の進展は目覚ましく、また、政治経済の動きも目まぐるしく変動している中で、命の全体が見えなくなっているような現状になっているのではないかと考えます。まさに今、命をはぐくむ共生社会の実現を目指していくことが必要でないかと思えます。

社会問題としてとらえられている自死については、1998年以来バブル経済の破綻により、失業者が戦後最も多い5%を超した年ですが、その後10年続けて3万人を超えている現状であります。去る12月12日の道新の朝刊で、11日開かれた連立与党の党首会談で、首相は何か自殺者の数を減らしたいと述べ、自殺者対策に力を入れる考えを示したとあります。自死は個人の問題という考えが根強く、現代社会の抱える問題が自死者を生み出しているという認識が弱かったこともあります。しかし、自死者の異常な増加は、間違いなく現代社会のゆがみが生み出したという認識に立たなければなりません。

国ではこの状況を受けて、3年前の06年10月自殺対策基本法を施行し、07年自殺総合対策大

綱を決定いたしました。この中では、目的に、国、地方公共団体の責務として、自殺対策を総合的に推進して自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与するとあります。近年連続して3万人を超える人々がみずから死を選んでいってしまっている状況で、年代別では60代以上が最多で、50代、40代と続き、男性が7割を占めるとされ、地域別には東京、大阪、神奈川、北海道と続いております。その要因には、リストラ、倒産、多重債務など経済にかかわるものが高率であるとされており、そこには、経済最優先の社会構造の中で、人を人と思わない、生きる権利の軽視の風潮があるように思います。

そのような中で、本年11月末に、国は自殺対策100日プランを実施し、ハローワークにワンストップサービスの機能を持たせ、就職、住宅、保健、法律、心の健康相談を一括して行える施策を実施いたしました。東京の足立区のハローワークで実施されたと聞いており、大勢の相談者が来られ、かなりの成果が上がったと報道されました。更に年末年始も行うとしております。

しかし、これは地域に限られ実施されるもので、また、昨年のように仕事がない、住まいがない、食べる物がない人が出てしまう状況も起こり得る社会情勢の中で、年越し派遣村が再出現すると思われます。そこで、本市においても自死防止対策、命の相談室など、ワンストップサービスの機能を持つ住宅、保健、就職、法律、生活全般の相談窓口の開設、更には行政指導による法律、教育、宗教、保健、民生福祉などの専門分野の方による自死防止対策についての協議会の設置など、更には自死者の増加に伴い、自死家族も必然的に増加していることなどから、自死遺族支援の取り組みへの対応が求められるところであります。

自死については、差別や偏見が根強くあったことも対応がなかなかできなかった面もあり、個人の問題として矮小化したり、単に社会問題と片づけることなく、自死の要因は一人一人異なるものであり、社会経済上の要因を分析し、丹念に要因を求めていくことが、更なる自死者の出現を防いでいくこととなります。

岩手県久慈市の取り組みのように、保健師や民生委員が中心となり、法律家などと連携をとりながら遺族と寄り添っていく、苦しみや悲しみの聞き手となっていく活動を中心に、自死者と同じくらい深い傷を負っている遺族への支援、ケアの取り組みについての活動事例もあり、遺族支援の取り組みは全国的に支援グループができ、活動している実情であります。先進事例を踏まえながら、本市のやさしいまちづくりのためにも、ぜひ防止及び支援について取り組んでいただきたいと思います。考えをお伺いいたします。

次に、公共施設などのバリアフリーの進捗状況と、今後の推進についてお伺いをいたします。

公共施設のバリアフリーについては、今年の総合体育館改修など、年次的に進められていることは既に承知しておりますが、しかしながら、公共施設においてはまだバリアフリー化に着手していない施設もあります。一例を挙げれば、朝日地区においては、朝日歯科診療所の玄関階段にスロープを設置してほしいとの長年の要望であります。特にお年寄りや車いすでの受診

者が不便を感じているという声などもあり、早急な対策を望んでおります。

いずれにいたしましても、このようなバリアフリーの対策は、近年建築された建物は必ずお年寄りや子供などの弱者にやさしい環境の配慮がなされておりますが、建築年数の古い公営住宅など、改善、改修すべき状況があると思われまます。現段階においてのバリアフリー化の進捗状況についてお知らせを願いたいと思います。更に、個人住宅においてのバリアフリー化についての改修、改善に係る支援策はないのでしょうか。現在支援の住宅の改修についての補助制度とのかかわりについてお尋ねいたします。

次に、音響信号機の設置状況と今後の設置推進についてお尋ねいたします。

現在、市内各所の主要交差点に信号機が設置されております。信号機の設置についての判断はどこでどのように決定され設置するのか、まずお伺いをいたします。

去る11月中旬ごろに、朝日地区に道道市街地を渡る通学児童の通学路交差点に新しく信号機が設置され、特に子供たちやお年寄り、体の不自由な方が安全に横断するために利用されるものであります。そのようなことから、当然ながらこの信号機には、横断開始に何らかの音響が鳴るものと思っておりましたが、音響信号ではなく知らせ音が鳴りません。市内中心街の主要なところはメロディー音や小鳥の鳴き声などが鳴り、渡っている人はもちろんのこと、目の不自由な方にとっても大事なお知らせ音であります。また、渡っている状況を周囲の人にも知らせる注意を喚起するものであります。そこで、音響信号の設置についてはどのような場合に設置されるのか。また、状況に応じて音響信号の設置を拡大していかれるのか、以上お尋ねをいたしまして、一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） ここで、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、環境基本条例の制定について答弁申し上げ、やさしいまちづくり及び自死と自死遺族支援対策については、市民部長及び保健福祉部長から、それぞれ答弁申し上げます。

環境問題は私たちの暮らしに大きく影響を及ぼす問題として、多様化、深刻化している現状であります。物質的な豊かさや生活の利便性を求める社会経済活動は環境に大きな負荷を与え、更に地域の環境を悪化させ、地球規模の環境問題をも引き起こしております。

私たちはこのような環境への負荷をできる限り低減し、議員御提言のとおり、よりよい環境を後世に残していく使命を、より確かなものとしていかなければなりません。まさしく私どもはかけがえのない財産であるこの地域の自然を守り、これを将来の世代へ引き継ぐ責任をも担っております。そのためにも、環境が生活基盤を支える重要な役割を果たしていることを深く認識し、これまでの社会経済活動の生活様式を見直し、環境の保全及び創造に向けた行動により、持続的に発展する社会の実現に貢献していくことを明らかにしていくことを基本的な考え方として、現在環境基本条例の制定に取り組んでいるところであります。

条例整備に当たりましては、環境整備にかかわってのさまざまな課題を整理し、行政として

の取り組みだけでなく、市民、事業所においてもそれぞれの責務に応じた役割分担のもとに、自主的かつ積極的に取り組むことにより、環境への負荷が少なく持続的に発展することができるまちづくりを構築することを目的として、地域が一体となった形で進めていかなければならないものと考えております。

次に、条例の制定時期であります。現在は環境基本条例の骨子原案の策定に取り組んでいるところであり、今後市民と行政が共通の場で学習する機会を設け、また、市民、事業所との懇話会の開催、更には以前から議員御提唱のパブリックコメントを実施し、幅広く御意見を集め、今年度中に骨子を作成し、明年度の早い時期に制定を目指したいと考えている次第であります。

以上申し上げまして、私からの御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君）（登壇） 私から、音響信号機の設置状況と今後の設置推進についてお答えいたします。

まず、信号機の設置の判断及び決定につきましては、北海道公安委員会が判断し設置しております。設置の箇所については、市及び地域等からの要望を土別警察署に申し入れをし、土別警察署が北海道公安委員会に上申しているところであります。

議員お話にありました、道道土別滝上線と市道朝日4線仲通りとの交差点に設置された信号機につきましても、朝日地区自治会連絡協議会及び糸魚小学校からの地域要望を受け、決定したものであります。

次に、音響装置付き信号機は、視覚障害者用交通信号付加装置がつけられた交通信号機として、歩行者用信号機が青であることを外部に接続したスピーカーにより誘導音を流し、視覚障害者の方が安全に横断歩道を渡れるようにお知らせをする信号機であります。設置場所の基準につきましては、警察署において視覚障害者用付加装置に関する設置運用指針が制定されており、視覚障害者等の利用頻度が高い盲学校、リハビリテーションセンター、役所等の公共施設を含む地域に優先的に設置することとなっております。現在、土別市には交通量の多い主要な交差点に10カ所設置されている状況であります。

また、今後の音響装置付き信号機設置の推進及びその拡大につきましては、視覚障害者の方はもちろん、子供やお年寄りの方に安全に渡る手段の一つとして、今後道路状況や車両通行量などを踏まえながら、土別警察署に申し入れをしまいたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私から、自死と自死遺族支援の対策及びやさしいまちづくりについてのうち、公共施設のバリアフリーの進捗状況と個人住宅への支援策についてお答えをいたします。

まず初めに、自死と自死遺族支援の対策についてであります。

わが国の自殺者数は平成10年以降急増し、毎年3万人を超え、大きな社会問題となっている状況にあります。本市におきましても近年徐々に増加をいたしてきており、名寄保健所の統計によりますと、平成17年は6名、18年及び19年がそれぞれ11名となっており、多くの尊い命が失われております。こうした自殺の主な要因は、不況によるリストラや多重債務などの経済的要因のほか、健康問題が大きな要因となっており、うつ病などの精神疾患が背景にあることから、その早期発見、早期治療が重要となっております。

また、自殺志望者の多くは一人で悩み苦しんでいたり、あるいはうつ病やアルコール依存症などの状態にあり、何らかの自殺サインを発している場合が多いことから、職場や家庭、更には地域社会の中で人と人とのつながりを密にすることにより、これらのサインをいち早くキャッチし、自殺を未然に防ぐことが重要なことと考えております。

このため、本年8月には自殺予防対策普及啓発事業による研修会及び講演会を開催し、研修会では医療機関関係者を初め、ケアマネジャーや保健師等の相談技術の向上を図るとともに、講演会では管内市町村職員、民生委員、自治会長等がうつ病についての基礎知識や対応方法について聴講し、それぞれの立場で相談支援について理解を深めたところであります。

そこで、自死防止対策としての健康や就職問題など、生活全般の相談窓口の開設についてであります。本市におきまして、心の問題への取り組みといたしましては、保健福祉センターがその窓口となって相談に応じておりますし、また、名寄保健所において心の健康相談窓口を設置し、精神科医師や保健師が本人や家族、更には自死遺族等の方々からの相談を受け、個々の悩みに応じた支援に当たっているところでございます。

しかしながら、相談の中には就職や住宅、負債問題などを原因としての悩みも多く、保健師だけでは対応できない事案も多くありますことから、今後はこれら生活全般にかかわる総合的な相談について、現在、市民が何でも気軽に相談できる雇用・生活等市民相談窓口が市民部環境生活課に設置されておりますので、この窓口の更なる充実強化を図り、相談内容に応じて庁内関係部局及び各関係機関と密接に連携し、相談支援の対応に努めてまいりたいと考えております。

また、自殺予防対策についての協議会の設置についてであります。今月4日に名寄保健所が実施主体となって、本市を含む管内の自治体、医療機関、警察署、ハローワーク、法律事務所のほか民生委員と、多岐にわたる職種の方々をメンバーとなり、相互に連携し、情報交換等を行いながら自殺予防対策に取り組む、上川北部地域自殺予防対策地域連絡会議が設置されたところであります。このように、本連絡会議は議員お話しのような各種専門分野の方々で構成されておりますことから、まずはこの連絡会議と本市の自殺防止対策を推進している保健福祉センターとが連携を図りながら、自殺防止の取り組みについて対応いたしてまいりたいと考えております。

更に、自死遺族支援の取り組みについてであります。遺族の方々につきましても心に深い傷を負っていることから、これらをケアすることが重要であり、そのためには保健師などの相

談員が親身な聞き手となり、支援を実施していくことが肝要なことと考えております。したがって、今後、遺族支援の取り組みについて積極的に実施いたしております先進地の事例等を調査研究しながら、相談支援体制の充実強化に向け鋭意努力いたしてまいりたいと存じます。

次に、公共施設のバリアフリーの進捗状況と、今後の推進についてであります。

本市では、体に障害のある人やお年寄り、妊娠をしている人など、すべての人々が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていけるようまちづくりを目指して、平成15年に土別市福祉のまちづくり条例を制定し、人にやさしいまちづくりに取り組んでおります。この条例には施設の一定の整備基準が定められており、これに基づき、事務所や病院、百貨店、ホテル、学校などの公共的施設の新築や大規模な修繕等の場合には、障害者や高齢者等が円滑に利用できるためのバリアフリーなどについて整備する努力義務を規定いたしております。

そこで、公共施設のバリアフリーの進捗状況についてであります。不特定多数の方が利用する公共施設につきましては、玄関スロープや玄関ドアの改修などが未整備の施設について、平成15年度から計画的に整備を進めており、朝日総合支所及び各出張所や市民文化センター、朝日サンライズホール、総合福祉センターなど主要な50の施設のうち、42施設が整備を終えており、この整備率は84%となっております。今後は未整備となっておりますつくも青少年の家、山村研修センター、朝日トレーニングセンターなどの8施設につきましては、各施設の改修計画に合わせ、順次整備いたしてまいりたいと考えております。

また、議員のお話にありました朝日歯科診療所の玄関スロープ設置につきましては、これまで設置方法等について検討いたしてまいりましたが、建物と敷地の関係から、玄関の西側に設置場所が限定されており、この場合現在の駐車場が使用できなくなることや、汚水ますの移設も必要となるなど、早急なスロープの設置は難しい状況にあります。こうしたことから、本年3月に折りたたみ式の簡易スロープを購入し、車いすの方々が円滑に来院できるよう対応いたしているところでありますが、今後も地域の皆さんの声を聞きながら、玄関スロープの設置について検討いたしてまいりたいと考えております。

更に、建築年数の古い公営住宅の改修につきましては、室内の段差解消や浴室、トイレ、玄関に手すりを設置するなど、高齢者の居住に対応した改修を行っており、平成18年度から平成20年度までに、もみじ団地の4棟16戸の改修を終え、今後は一二三団地の3棟12戸及びもみじ団地の2棟8戸の改修を計画いたしているところであります。

次に、個人住宅におけるバリアフリー化についての支援策についてであります。

一般の個人住宅のバリアフリー化にかかわる改修につきましては、本年4月より、地元建設業者への発注を条件とする住宅改修促進事業において助成の対象といたしており、このバリアフリーを含む増築、改築、修繕等の改修工事費が100万円以上の場合には、一律20万円を助成いたしているところであります。この助成のほかに、介護保険サービスでは、介護認定を受けた方が手すりの設置や段差解消などの住宅改修を行う場合に、改修費用のうち20万円を限度としてその9割を介護保険から支給し、1割の自己負担で改修することができる制度となっております。

り、更にバリアフリーの改修について一定の要件を満たした場合には、住宅改修促進事業と介護保険サービスを併用して活用することができ、最大で38万円の助成を受けることが可能となっております。

したがいまして、個人住宅のバリアフリーの改修につきましては、こうした助成制度などを有効活用していただき、お年寄りや障害者の方々が安全で安心して生活できるよう、広報紙やホームページなどでこの周知に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時57分散会）